

平成 24 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 9 月 11 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 9 月 14 日 (金) 9 時 30 分
散 会	平成 24 年 9 月 14 日 (金) 16 時 15 分
出席議員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会

[一般質問]

平成 2 4 年 9 月 1 4 日 (金)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、15人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 5番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 今回は、安心・安全なまちづくりについてと、土曜授業についての、2点質問をします。 まず1点目の、安心・安全なまちづくりについてですが。 本町の公共施設、なかでも総合支所、三輪中体育館、農トレなど、昭和40年代に建築された施設の老朽化が進んでいます。これらの施設については、町としても今後具体的な方向性を出していかなければならない時期に来ているのではないかと思います。 今日の厳しい財政状況の下では、直ちに建て替えとはいかないことも十分認識していますが、老朽化した施設にはきちんと対応していかなければ、住民の安全を脅かすことにもなりかねません。 とりわけ三輪中体育館、この件につきましては、12月議会で内堀議員からも出されていまして、再質問になるかと思いますが、何せ東日本大震災を受けての、住民の防災に対する意識は今までにない高まりを見せています。 そのような中、町は体育館を非常時の避難所と指定し、また、コミュニティの拠点としても位置付けているところです。つまり今や学校は、子どもの教育の場とともに地域住民の安全を確保する場であり、今後のまちづくりの拠点としても、大いに活用していかなければならない、重要な施設となってきたのではないかと考えているところです。 そのような学校を取り巻く環境の変化の中で、現在の三輪中体育館が、そのことに対応できる施設なのか、懸念をしているところです。 町では今後、5カ年計画で5千万円程度かけて、順次大規模改修を行っていく計画があるようですが、費用対効果はどうか、また、災害時の避難所と指定し、さらにコミュニティの拠点として位置付けている以上、トイレ等の完備も必要になるのではと思っています。 そのような諸々の費用、あるいは将来を見据えたまちづくりの拠点としての、三輪中体育館について、今後も改修、補修で対応していく考えなのかをお聞きます。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 三輪中体育館の整備についての考え方につきましては、議員おっしゃられたとおり、平成23年12月定例議会において、内堀靖子議員の一般質問に対し、教育課として、次のような答弁を行っておるところでございます。 三輪中の体育館は、昭和47年に建築され、築40年を経過しています。平成19年に耐震診断を行い、一部耐震性能が不足する結果となり、平成20年度に国から2分の1の補助を受け、15,225千円をかけて補強工事を行っております。 建物自体の維持管理で、きちんとメンテナンスとして20年ごとぐらいの大規模改修などをやっておれば、鉄骨造りの建物については、60年ぐらいは持てるという考

	え方を持っています。 耐用年数も一応の目安と捉えており、三輪中の体育館については、平成20年に耐震補強も行ったという状況もありまして、今後10年以内に建て替えとかは考えていないと、いう答弁をいたしております。 このようなことから、現在は、今後必要に応じて改修、補修で対応する方向としておりますが、議員言われましたように、改修、手直しをいたしましても基本構造は変わらず、トイレもない状況であると。さらに財源につきましては、事業費枠がございまして、国庫補助事業の場合7千万以下の改修には補助が付かないというような状況で、もしこういった補修をした場合に、改修した場合にはすべて町の一般財源となると。費用面でもちょっと課題があるという状況でございます。 また、最近では、学校体育館は、議員仰せのとおり、災害時の避難施設としての機能の整備が求められるようになってきております。国も防災関係には力を入れておりまして、今後財政的手当も措置される可能性が高いと、そのように考えているところでございます。 また、三輪中の施設につきましては、合併後、平成19年度から平成21年度にかけてまして、グラウンドの夜間照明設置、テニスコートの新設、体育館の耐震補強工事、校舎改築工事、前庭駐車場整備と、大きな整備を行ってきておりますが、現在直近の課題として、給食調理場のドライ方式化のための増改築に、さらに大きな費用を要する予定でございます。 このような状況の変化等もございまして、このことから当面体育館につきましては、これは1つの考え方でございますけれど、必要最小限の補修等にとどめて、今後築50年程度を目安に耐力度調査を行いまして、耐力度不足による国の補助を受けた全面改築によりまして、災害時に避難所となる学校施設の防災機能の充実を図ることも、1つの考え方として、当然検討すべきものというふうに考えておりますので、今後補修につきましては、そういう考えで、政策調整会議などで十分協議をいたしまして、三輪中体育館の今後の整備の方向性を早急に決定したいと、そのように考えているところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	一般的に公共施設の維持費は、建設費の約3倍かかると言われています。財政負担を考えれば、統廃合を含めた総合的な見直しも当然あってしかるべきであると思っています。 もちろん公共施設の統廃合には、利用する地域住民からの苦情等も予想されます。町の将来像や今日の財政状況、利用率など、具体的なデータを説明しながら、住民の理解を得る努力を怠ってはならないことは言うまでもありません。 いずれにしても、老朽化が進んだ公共施設への対応は今後の町の大きな課題であり、町としても国の動向を注視しながら熟慮されているようですから、今少し待ちたいと思います。 次の質問へ移ります。 災害時に最も生命を脅かされるのが高齢者や障がい者、いわゆる災害弱者と言われる人たちです。 これからのまちづくりを進めていく上で、災害時における、こうゆう人たちの安全をどう確保していくのか、ということも今後の課題であろうと考えています。 今、町は、地域自主防災組織の推進に取り組んでいますが、地域力が求められている昨今、やり方によっては大きな成果を得ることができるのではないかと期待をしているところです。 地域のことは地域が一番知り尽くしているわけですから、これを活かさない手はないのではないのでしょうか。これからのまちづくりに必要不可欠な組織でありますの

	で、今後も全力を挙げて取り組んでいかれることを望みます。 さて、この組織は、町と地域が連携してこそ、より成果を上げるものと思いますが、そのためには情報の把握が欠かせないものとなります。 そこでお聞きします。 高齢者、障がい者だけの世帯数は把握されているのか、把握されていればその数をお聞かせください。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 高齢者及び障がい者の世帯数について、お答えをいたします。 まず、高齢者の関係でございます。 一人暮らし高齢者世帯といたしまして、６５歳以上の世帯が８３０世帯、７５歳以上の世帯が４８０世帯、それから高齢者夫婦のみの世帯ということで、いくつか条件がございますけれども、夫６５歳以上、妻６０歳以上の世帯が９７９世帯、夫７５歳以上、妻７０歳以上の世帯が３９３世帯、夫婦ともに７５歳以上世帯が２０２世帯でございます。 次に、障がい者の関係でございます。 身体障がい者手帳交付者、さらに療育手帳所持者、精神障がい者、保健福祉手帳所持者、合わせまして１，６７０人おられます。 この中で６５歳以上の一人暮らし世帯は、約１９０世帯でございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 もう１点お尋ねします。 今、町が把握されている情報は、地域自主防災組織と共有してあるのかどうかを、お尋ねしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 現在、先ほど申されました災害時の要援護者の件でございますけれども、一応、福祉課と災害時要援護者ネットワーク台帳を通じまして、情報の共有を図っているところです。 常に福祉課の台帳と同じものを、同時に環境防災課のほうでも見れるようになっておるという状況でございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	すみません、質問の仕方が悪かったようですが。 私がお聞きしたいのは、今の情報が、いわゆる地域自主防災組織を今推進していますね、そこと共有してあるのかどうかをお聞きしたわけです。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 一応、今、自主防災組織、昨年県の自主防災組織の育成強化事業で、新たに２６行政区が加わりまして、現在、組織率が７７．１％に飛躍的に上昇しておりますけれども、今、議員が申されましたように、実際にその社会的な弱者、災害時の要援護者等につきまして、具体的にどのように活動をするのか、そしてなおかつそれが継続性があるのか、継続性を持たせていくというのが一番の課題であり問題として、環境防災課のほうとしては捉えておるところでございます。 一応、福祉課のほうで、そのような情報を持って、その情報を環境防災課のほうで常に見れるようにはなっておりますけれども、地域防災計画の中では、それぞれに対応の課が決まっております。

	地域自主防災組織については、その情報を渡しているのかどうかということですかね。 今のところは、環境防災課のほうから自主防災組織のほうに、その情報をお渡ししているということは、今のところはしておりません。以上です。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 福祉課のほうで取り組んでいる事業といたしまして、各地域、行政区ごとに一人暮らし高齢者等の見守りネットワーク事業の推進をいたしております。これの推進の中で、毎年区長会の中で、今申し上げました、ご回答いたしました情報については報告をしております。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほども言いましたように、地域のことは地域が一番知っておるわけですから、町もそういう一人暮らしが、誰が一人暮らしとかいうのは、確かにいろんな書類でも分かるかもしれませんが、やはり地域自主防災組織が本当に実効性のある、そういう組織にしていくためには、そこら辺がきちっとお互いがですね、やっぱ持つとかんと、実際、ひとたび何かが起こったときに、地域の人たちがそれを知らないじゃ、実際どうなんでしょうかね。 そういう意味で、しっかり連携をするということは、そういうことだろうと思うんですよ。 ですから、今言われたように、見守りネットワークの件もあるでしょうけれども、私は、この自主防災組織をもっとやっぱ、本当に活動できる実効性のある組織にしていくことが、それだけにかかわらず、地域コミュニティを作っていく上にでもですね、これは非常に役割を果たしていくんじゃないか、そのような考えを持っておるからこそですね、この辺の情報の共有化というのは、やっぱりしっかりしていかなければならないんじゃないか、そのように考えておるところであります。 次の質問へ移ります。 東日本大震災で亡くなられた方の中には、たんす等の家財道具の下敷きになって逃げ遅れ、一命を落とした人たちも少なからずいたということも聞いております。 そこで、先ほどの災害弱者と言われる世帯だけでもですね、防災グッズ等を活用した家財転倒防止策を推進してはと考えていますが、町としてそのような考えはあるのかをお聞きます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 防災グッズ等を活用してはどうかということでございます。 先ほど少し触れましたけれども、筑前町におきましては、昨年、県の自主防災組織育成強化事業の活用によって新たに26行政区で、組織率も77.1%に飛躍的に上昇しております。 ただ、この新設後の自主防災組織の維持可能な具体的な活動が課題であり重要であると考えております。ご指摘のとおりでございます。 その中で議員が申されましたようなアイデアを、今後地域において自主的に防災活動を行われる自主防災組織の育成や、その支援を目的として活動に要する費用の一部を補助する筑前町自主防災活動補助金制度や福祉課所管の筑前町一人暮らし高齢者等見守りネットワーク補助金制度等と連携しながら活用を検討していきたいと、このように考えております。 当然、その中に要件等があると思います。その中で、その要件で拡大解釈できるものがあるのかということと、さらに検討していきたいと、このように考えておるとこ

	ろでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	防災グッズ等の活用は、生命や負傷から身を守るという点では、安価で手軽にできるたいへん有効や方法であろうと思います。 しかも、これには今日の町の財政を圧迫している医療費の高騰を抑制するという、付加価値までついているわけですから、ぜひとも推進されるよう要望しまして、次の質問へ移ります。 2点目は、土曜授業についてです。 土曜授業の質問に入ります前に、またぞろ社会問題化してきたいじめ問題について、ふれておきたいと思います。 と言いますのも、土曜授業の趣旨を熟慮すれば、この2つが関連していると、私は考えているからです。 さて、いじめ問題の悲惨さ、深刻さについては、ここで私が申し述べるまでもないことですが、返す返すも残念なことは、わずか10数年という、あまりに短く尊い命を自ら断つていかなければならなかったということ。そして、さらに悲しいことは、今日もどこかの学校でいじめが繰り返されているという現実であります。 被害を受け続けてきた子どもたちの最後の訴え、それこそかけがえのない一命をととしての、悲痛の叫びも届かない子どもたちがそこにいます。それは、人の命がお金や物より軽く扱われるという、寒々とした今日の社会と無関係とは言えないのではないのでしょうか。まさしく子どもたちの姿は、社会の鏡と言われるゆえんであります。 これまで私たち大人が子どもたちから奪ってきたものは何か、それを見つけ、子どもたちに返していく取り組みが、今、私たちに課せられた責務ではないかと思っています。そういう意味で、土曜授業がその契機になればと考えているところであります。 そこでいじめ問題についてであります。いじめによる最悪の事態を防ぐためには早期発見が重要であります。 お聞きします。早期発見のための具体的な取り組みについて、教えてください。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご承知のとおり、本町におきましては、心豊かでたくましい子どもの育成を実現するために、7つの重点施策の1つとして、いじめ、不登校等に対する生徒指導体制の確立を掲げております。 具体的には、いじめや不登校等の予防、早期発見、早期対応、人的支援、町一体となった対策支援の3点を大きな柱として、具体的な施策を行っているところでございます。 そこで、いじめや不登校等の予防、早期発見、早期対応といたしましては、各学校及び町内の図書館等へ相談ポストの設置、また、各学校における学期1回以上のいじめのアンケート調査と調査後の教育相談の実施によりまして、教育相談体制の整備充実を図っておるところでございます。 また、人的支援としましては、県費でのスクールカウンセラーの派遣に加え、町費として1名のスクールカウンセラーの派遣、中学校には心の相談員の配置、スクールソーシャルワーカーの教育課への配置等によりまして、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みを受け止める体制をつくっているところでございます。 さらに町一体となった対策支援といたしましては、町のほうにいじめ・不登校等問題対策委員会を設置いたしまして、管理職等の学校担当者に加えまして、PTAの代表、民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、町議会の代表、教育委員、警察等で組織いたしまして、年度当初には町全体あるいは各学校の活動計画を確認するととも

	に、年度末には1年間の活動評価、課題を確認し、次年度の実践の方向性を明確にしております。 また、本年度までには、すべての小中学校にコミュニティスクールを設置することによりまして、これまで以上に地域ぐるみで子どもを見守り育てる学校運営が充実するよう、その推進を図っているところでございます。 その他、確かな学力の育成や心づくり、体づくりの推進、特別支援教育や人権教育の推進、研修等による教職員の資質向上と人材育成といった、教育施策の7つの重点すべてが、いじめを生まない学校づくり、いじめに適切に対応する教育の充実に結びつくものと捉えておりまして、今後も教育施策を推進してまいる所存でございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	ご承知のとおり、今、いじめは特別な子の問題ではありません。ごくごく普通の子がいじめ行為を行っているという実態があります。しかも、それは執拗で、かつ巧妙であります。 ここで思春期相談、いわゆるティーンポストに送られてきた多数の手紙の中から1通だけ紹介します。もちろんこの子は本町の子ではありません。 紹介します。 テストで1番を取り続けている少女が、自分の髪の毛をむしり取ったのは小学生のころだった。頭皮からは血がにじみ、居間に髪の毛の水たまりができた。 外出から帰った母親がそれを見て言った。「こんなところで髪を切らないで」。 泣きなくなった。 トップから降りられないつらさに気づいてほしかったのに、親の喜ぶ顔が嬉しくて頑張ってきた。弱音を吐くと父親に「甘えるな」と叱られる。両親の前ではいつも明るく良い子にふるまった。1人になるとコンパスを腕に突き立てた。 中学校では先生のお気に入りだった。生徒会長を務める一方で友達にいじめを繰り返した。 この子をはじめ多くの中学生が助けを求めた先は、親でもなく教師でもない、見知らぬ読み手に、初めて悲しみや弱さを受け止めてもらえたのです。 いじめは「見ようとしなければ見えない」とも言われます。とりわけ学校現場では、子どものどんな些細な変化も見逃さない鋭い人権感覚が求められています。 一方現場の教師たちは、学力向上のため寸暇を惜しまず頑張っています。それは、時にじつくりと子どもの接する時間もないのではと思えるほどです。 このような中で、教職員の人権感覚向上のための取り組みは、どのように行われているのかをお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、いじめは「見ようとしなければ見えない」と言われますように、教職員は、児童・生徒が発するどんな小さいいじめのサインも見逃さない、確かな人権感覚を身に付けることが大切であると考えております。 そのために、教職員一人ひとりが、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という危機意識を持つこと、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つことという、いじめに対する基本的な考え方を正しく認識するとともに、いじめは重大な人権侵害であると捉えて、児童・生徒の心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人間感覚を養うための教職員研修を充実させることが重要であると、そのように考えております。

	教職員の人権感覚の向上の取り組みにつきましては、本町の教育施策の重点項目の1つであります人権教育の推進におきまして、学校での強化の指導、生徒指導、学級経営、その活動全体を通じまして人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりを一体となって取り組み、児童・生徒一人ひとりが、自分が大切にされていることを実感できる学校づくりの中で推進をいたしております。 各学校におきましては、人権教育の年間指導計画に基づきまして、毎月の校内研修において共通理解を図り、取り組みの点検評価を行うとともに、校内研修や町の公開授業や実践交流会等を行いながら、教師一人ひとりの人権の理念に対する認識と人権感覚の向上に取り組んでいるところでございます。 さらに学校生活の大半を占める授業の中で、児童・生徒一人ひとりが大切にされる学習指導や生徒指導ができる教職員の力量を高めていくことも重要であると、そのように考えております。 今後もすべての児童・生徒が、安心して学校生活を送ることができるように、日々の授業や校内研修等を通じまして、教師自身の豊かな感性と確かな人権感覚の向上に向けた取り組みを、保護者、地域、関係機関とも連携しながら推進してまいりたいと、そのように考えております。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	学力向上と豊かな心を育む生きる力は、もはや学校だけの力では限界があることは明白であります。言われつくしたことでありますが、やはり地域の教育力をどう高めていくかが課題であります。 町はこれまで学力向上の施策にはたいへん尽力をされてきました。今後は子どもたちの人格形成の施策に取り組んでいただきたい旨を申し上げ、次の質問事項へ移ります。 6月議会でも出されていましたが土曜授業について、私のほうからも質問をします。何しろ事は子どもの教育に係わることです。しっかりとした議論を重ねることが肝要であると考えからであります。 さてご承知のとおり、県教委は3月、公立小中学校で新年度から土曜日に授業ができるという方針を、県内の全市町村教委に通知をしました。 県内では芦屋町教委などがすでに実施、北九州市教委はすべての小中学校に行くよう要請し、1学期中に3校が始め、中間市教委は2学期から全校で行う予定とのことでした。 このような近隣の動向に刺激を受けたのか、本町においても早期土曜授業実施の声が一部上がっているようですが、少し性急すぎるのではないかという思いを持っています。 確かに他の学校の取り組みもある、あるいは参考にする、そのことに異論はありませんが、この土曜授業の趣旨は、今の子どもたちに不足している生活体験や自然体験を通して、豊かな人間性などの生きる力を育むものであります。 したがって、そこでは地域の協力の下、万全な準備、受け皿を作っておくことが重要であります。 そういう意味では、先の教育長答弁は、教育委員会として明確な3点の視点を持ち、かつ各関係者との熟議を重ねた上で、方向性を出していくとの姿勢は、事の本質を的確に捉えられた判断として評価をしたいと思います。 さて土曜授業については、これから各関係者による具体的な中身等についても議論されていくものと思われますが、わが町は美しい田園空間に代表され、豊かな自然に囲まれた、教育環境に恵まれたすばらしい地域であります。 このような中であって、本町の子どもたちの多くも自然体験が少なくなり、社会性の不足や自立心の希薄さが指摘されています。

	また、農業が基幹産業であるにもかかわらず、それを体験することなく育っていく子どもたちも少なくありません。すばらしい環境の下にあって、豊かな心を育む教育が十分に行われていない現状ではないかと思っていますところでは。 そこでお聞きします。 この土曜授業の趣旨から、心を育む実践教育の一環として、食農教育の導入について検討していただきたいと考えていますが、教育長の見解をお聞きします。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、子どもたちに豊かな心や生きる力を育むためには、自然や社会の現実に触れることで、感動したり驚いたりしながら考えを深め、より良い生活を作り出していくことができる社会体験、自然体験は不可欠であると捉えております。 文部科学省の自然体験活動に関する調査で、自然体験の多い子どもの中には、道徳観、正義感の強い子どもが多いという結果も明らかになっておるところです。 しかしながら、子どもたちを取り巻く現状としまして、コミュニケーション能力や協調性、規範意識の低下等の課題が指摘されており、集団での遊びを通して培ってきた生活力や適応力、危険回避能力等も身に付ける機会が減少していると言われております。 これらの課題は、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられますけれども、問題の背景として、身近な自然や地域の人々と深くかかわる機会の減少、様々な人間関係や集団の一員としての、社会性を身に付ける集団活動の不足などがあると認識をいたしているところであります。 これらの課題を解決していくためには、そのための環境づくりが必要であり、地域の皆様に、子どもたちを共に育てていくための協力をお願いしなければならないと考えております。 幸いにも筑前町には、すべての小中学校に学校運営協議会を設置しており、現在、この学校運営協議会において、地域保護者による学校への応援体制について熟議を行い、地域とともに子どもを育む取り組みが進められておりまして、地域の協力が得やすい環境となっております。 土曜授業につきましては、6月議会で内堀靖子議員の一般質問に答弁をいたしましたように、授業時数の確保が目的ではなく、学校週5日制の趣旨を踏まえた適切な授業が実施されることや、児童・生徒の身体的負担や保護者の経済的負担等が新たに生じることがないこと、保護者、地域住民、関係団体の皆様からご理解が得られること等を踏まえ、学校運営協議会における熟議や保護者、地域住民の皆様方からのご意見をいただきながら検討してまいりたいと、そのように答弁をしたところでございます。 議員ご指摘の、土曜授業の1つのあり方としての食農教育につきましては、筑前町の豊かな自然を活かした農業体験等を通じて、食卓の向こうに見える農業に関心を持つことや、命の大切さ、食への感謝の気持ちを育む貴重な体験の場となると考えているところでは。 また、自分たちの手で育てていく栽培活動を通して、最後までやり遂げようとする姿勢や、協力して作業を進める協調性、やり遂げたという成就感や充実感、さらには自分もやれるという自己悠揚感や自尊感情を生みだすことができる、たいへん有効な取り組みの1つであると、そのように考えております。 議員のご提案を真摯に受け止め、検討してまいりたいと、そのように考えております。
議 長	石丸議員

石丸議員	ありがとうございます。 子どもたちの成長にはバランスのとれた働きかけが必要であると考えています。 今日まで多くの親が、成績を上げることには過剰に働きかけをしてきましたが、一方社会規範や他人を思いやる心を教えるといった部分には甘かったのではないかとと思っています。先ほど教育長も言われましたが。 自然体験学習は、今の子どもたちに不足している協調性、忍耐力、探究心などの力が身につくと言われています。さらに農業体験は、子どもたちが自らの手で命を育て、命と接する機会を与えるものであります。豊かな心を育てる教育として、これ以上のものはないのではないかとと思っています。 とはいえ、これを実施するには多くの課題、特に地域の協力が欠かせない取り組みでありますので、一朝一夕にはいかないことも承知しているつもりですが、今の子どもたちの現状は憂慮すべき事態であります。 「笑顔あふれる心豊かな筑前っ子」、決してスローガンに終わらせてはならないと思っていますところですが。 ともに汗をかいていく旨を申し述べ、私の質問を終わります。
議 長	これにて5番 石丸時次郎議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 10時20分より再開いたします。 (10:10)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:20)
議 長	7番 福本秀昭議員
福本議員	おはようございます。 貴重な場に立たせていただき厚くお礼を申し上げます。と同時に、台風16号が九州に近付いてくるのではなかろうかと、さらに大型だというふうな情報をいただいておりますけれども、たいへん心の内では心配しておるところでございます。 では、通告に従いまして、大きく2点、まちづくりについて、教育問題と、この大きく2点について、お尋ねをさせていただきます。 まちづくりについての1点目、消費税の増税によって、町にどう影響があるか。 皆さんもご案内のように、平成24年現在、国と地方を合わせた長期債務の残高は916兆円に増大し、毎年度の財源不足に対して、最終的に特例公債、いわゆる赤字国債の発行が可能な国と異なり、財源不足への対応として懸命の歳出削減が行われており、各自治体には厳しい財政状況にあり、国も地方も借金への依存度が増加し、これ以上将来への負債の先送りは許されない危機的な状況であると言われております。 平成元年に初めての消費税3%、さらに平成9年に5%に引き上げられ現在に至ったわけです。今回の社会保障と税の一体改革での消費増税法案が、3党合意によって法案が通過いたしました。 その結果、平成26年4月には8%に、翌27年には、10月ですけれども、10%に引き上げが実施された場合は、町行政並びに地域にどのような影響が及ぶのか、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 今回の消費税の引き上げ、実質的に、最終的には5%の、現行よりも引き上がるということになるわけでございますけれども。

	国につきましては、この５％分、大体１３兆５千億の増税になるであろうという推測をしておるようでございますけれども、この額につきましても、まだ煮詰めておられない部分が結構ございます。 １つは低所得者をどうするのか、そういった部分、それから社会保障の問題、この改革ということでございましたけれども、これについては、公的年金、高齢者制度、そういった社会保障の部分がございましてけれども、これは国民会議において議論をしていくということで、中身がまだはっきり分からないという部分もございます。 そういったことで、１３兆５千億になるのかどうかということが、まず１つ疑問視するところでございますけれども、本町の町の運営において影響を及ぼすというものにつきましては、１つは当然地方交付税、この中に一部入ってきておる、消費税部分が入ってきておると。それから、地方消費税、これは丸々消費税の部分で財源的に入ってきておるとい部分でございます。 現行５％の消費税の中の１％が地方消費税でございます。これで、地方消費税の額の増額分を計算をしますと、現行は１％でございます、これは、県の分と市町村の分と含まれて１％、これについては対等に案分するというところでございますので、実質は０．５％分が市町村分になるということで、２３年度の決算額で地方消費税が２３４，０００千円ほど来ております。 今回、消費税が８％になりましたおりには、地方消費税１％の分を０．７％引き上げましょうということになりまして、町の分が０．３５％で、大体１６１，０００千円ほどの増額になるのではないかとというふうに推測しております。 消費税１０％になりました場合には、地方消費税が１．２％、これの半分の０．６％ということで、２７６，０００千円ほどが増額に地方消費税としてはなってくる。 一方交付税につきましては、これの算定されております根拠、こういった部分が示されておられません。 そういったことで、どれだけ増額になってくるかというのはちょっと分りませんけれども、増額になることは間違いないというふうに思っております。 それともう一方歳出のほうでございますけれども、町が事業を運営する上においていろいろなものを購入したり工事をしたりしております。それについても当然、消費税を転嫁してお支払いをしなければならぬということで、歳出の部分も増えて来るという状況になるかと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長から説明がございましたように、あくまで町行政の分野での説明でございましたけれども、地域で、住民の方たちの負担ということもですね、しっかり捉えていただきたいというふうに思うわけです。 消費税をやはり５％アップさせれば、内需が５％減ってくると、減になるということで、その額が約、国にとっては２２兆円に相当するそうです。 そういった確実に減ってくるといことと、低所得者に対する逆累進性、いわゆる軽減税率は個別物品ごとの租税特別措置のようなものがなされ、政治家や官僚の利権に、いわゆる食物費とか、そういったものは低所得者には、いわゆる後で補填をするという制度でございますけれども、そういった物品ごとに決めていく上ですね、やはりどうしても国が決めざるを得ないと思いますし、そういったところにそういった利害関係が発生しやすいというふうに見られておるわけです。 それから、消費税分を価格に転嫁できない、あるいは価格競争で消費税分を自腹で払わなければならない問題も生まれており、赤字経営でも売り上げに応じて納税しなければならない消費税の重税感が、これまた高まっているというふうに指摘されております。 さらにマイナンバー制度の導入については、反対の意見もあるようです。しかしな

	がら、行政にとっては事務の簡素化とか、そういう観点から、この点含めて、今申し上げましたことも含めて、担当課長はどういうふうに判断されておるのか。 これはまだ先のことでございますけれども、この点についてお答えいただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	非常に大きな問題でございます。 これについて一担当課長が答えるべき問題ではないのではなかろうかと。これはあくまでも国政の場の議論ではないかというふうに思っておりますので、お答えについては差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	町長は以前から、消費税の導入についてのお話はされてきております。 消費税がアップすることには反対であるけれども、やはり地方交付税の分については、現状では歓迎しなきゃならないのではと、そういったお話は承っておるわけでございます。 確かに課長が言われるように、消費税の問題は国の指針でございますし、これは地方でいかなることは、それはできないということは分かっております。 しかしながら消費税に対する町民、住民の声はですね、それなりに消費税がアップすると困るんだと、そういった声は聞いてきておるわけでございます。 そういうことで、まだ先のことでございますけれども、見守っていくしかないなど、そのように思います。 では、次の質問に移りたいと思います。 町民の信頼に応えるべき職員の倫理教育、指導の実施は、ということでお尋ねをいたしますけれども。 誠に残念ながら不祥事が発生しました。これまでも合併前後にも、ほとぼりが冷めた頃には問題が発生して、町にとっては不名誉なことでございます。 起きてしまったことはやむを得ないかもしれませんが、今後絶対に問題を起こさない覚悟して、この際徹底して解明をされ、各区区長さんたちにもたいへんご迷惑をかけておるわけですし、町民の皆さんへの信頼を取り戻していただきたいというふうに思っております。 この問題に対して、特に執行部の皆さん方は心悩まされておると思いますし、特に町長も針のむしろに座ってあるのではないかなと、そういった思いもするわけですが。 そこでお尋ねいたしますけれども、各区からの緑の募金負担金は、今年度は完納されていますか。 2点目は、8月27日に議員との協議会において、管理されているお金は準公金か、若しくは公金かということでお話があったわけですが、私は公金だというふうに思っておりますけれども、この認識について、この2点についてお答えいただきたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	まずもって町長といたしまして、このたびの不祥事につきまして改めてお詫びを申し上げます。 今回の不祥事が6年間にわたるという長期にわたって、なおかつ4年前にもこのようなことを起こして、なおかつ複数回の不祥事ということにつきまして、心からお詫びする次第でございます。本当に申し訳ございません。 なぜこのような事態になったのかということを考えますと、やはりまずは本人の倫理観の問題もございまして、やはりチェック体制、管理体制の不備、並びに不

	徹底ということが大きな問題だと捉えているところでございます。 今、全課挙げてですね、この改善策等について作業中でございます。結果が出ましたら、また報告をさせていただきたいと思っております。 今の質問につきましては、担当課長のほうからご報告申し上げます。
議 長	総務課長
総務課長	それでは私のほうから、平成24年度の各区からの緑の募金は完納かということでございますので、お答えをいたします。 24年度はそれぞれ全区から募金が完納されておるところでございます。 さらに準公金か公金かという問題でございますけれども、募金制度でございますけれども、本来公金ではございませんけれども、筑前町がとっております手法がですね、各区長さんに目標額を定めて募金をお願いをしているという形態から言いますと、非常に公金色が強い準公金というふうに認識をしておるところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	私は、これは予算には関係はございませんけれども、用途としましては、やはり公金に値するのではないかなというふうに捉えておりますけれども、私の今後の課題として考えたいと思います。 さらに人事について、町長の専権事項ですが、今回の人事には女性登用の配慮があったのか、若しくはその他に理由がありましたなら、お答えいただきたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 人事採用、登用につきましては、やはり実力主義でございます。 過去の問題もあったということも十分承知しておきながら、私は人を見る場合は現在と、そしてその向上心を一番の人事評価の対象としているところでございます。 そういったことにおいて、元の農林商工課長はですね、仕事ぶりは立派でございました。そのことを私は評価して、課長として責任を持って選任したわけでございます。 しかしながら、こういった事態が起こったことについても、今後の人事のあり方については考えていきたいと、そのように思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	再発防止対策はどのように考えてあるのか、また、職員教育は今後されるのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、一般的ですね、質問通告にございました倫理教育指導等でございますけれども、職員は採用されて課長職になるまでずっと研修を受けていくわけでございますけれども、大体通常7回ほど受けるわけでございますが、その中でも宿泊して行われます初任者研修、この中では公務員倫理、地方公務員法、これについてきっちり研修を受けるわけでございます。 さらに係長研修につきましても、これも宿泊でございますけれども、地方公務員法、公務員倫理についての研修を受けるというのが一般的に行っているわけでございます。 さらに毎年ですね、4月と12月に筑前町職員の綱紀粛正ということで、通知を出しましてですね、副町長のほうからこの綱紀粛正については指導をしておるところでございます。 さらにあってはならないんですけれども、他の自治体でも贈収賄があったりとかですね、こういう不祥事があった場合については、それぞれまたその都度に副町長のほうから

	うから訓示をいただき、各課のミーティングでそのことを教育をしておるということでございます。 再発防止でございますけれども、先ほど町長が申し上げましたけれども、今、このような協議会等の通帳をですね、各職場、各担当者に、面談の上に洗い出しを行ったところでございます。 今のところまだ集計作業はできておりませんけれども、まずはそういう洗い出しを行ったということでございます。 それと、今現在こういう協議会等の資金管理についてのマニュアル案を、今、案だけでございますけれども、作成をいたしております。 それと同時に、今、職員にですね、どうしたらこういうことが防げるかと、元々は持っておりました。別々に管理することとかいろいろありましたけれども、さらに掘り下げて、どうしたらこのようなことが防げるのかということで、改善策をですね、職員提言も求めているところでございます。 ですから、そのマニュアルと改善策含めて検討委員会で検討しながらですね、マニュアルを成案化し、今後はこのマニュアルにもって研修会を行いながら、二度とこのような不祥事が起こらないようにやっていきたいと、そういうところで考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	再発防止対策という観点から、先日7日の日に臨時的に協議会がございました中で、申し上げました、いわゆる各区長さんへ、区長会がございますので、その中で年に1回は会計の報告をすると、そのことでやはり再発防止なり抑止力になるのではないかと、そういうふうな考えを持っておりますので、この点ぜひ取り組まれたらということで、お答えいただけますか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今、議員が全協でご指摘いただいたことにつきましては、全員協議会後に臨時庁議を開いております。その中でですね、ぜひこのことは非常にいいことだから、実行させようということで、すでに通知をしておるところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	ありがとうございました。 私は、ある行政区、自治体に足を向けましたときに、女子の職員の公務員の方ですけども、新聞でこの報道を、中身を知らされてお話になったのは、こういった横領問題が発生すると、あなたの自治体では、こういった倫理教育等がありますかということでお尋ねしたわけです。 ところが、いわゆる倫理教育までしなくてもいいのではないかという回答があったんですけども、反論と申しますか、私は、そういった倫理には、この職に就いた以前に、その職務を全うすると、真面目に全うするということが基本であるから、こういった次元の低い問題には、そういう問題が言われたときには、本当に腹が立ちますと、そういった言葉さえ返ってきたわけです。 そういうことで、やはり職員に採用された時点で滅私奉公をすると、きちっとそこで約束をしております。制約しておるということで、そういった倫理に関することを改めて言われるまではないと、そういった断言されたわけですけども。 そういう一部の職員の方もですね、やはり崇高な方もいらっしゃるということをお伝えして、次の質問に移ります。 LED導入をできるところから考えてはということで、LED照明灯がすでに部分的に取り換えられていると思いますが、その状況はここ数年で家庭用LED電球の価

	格も下がってきたため、一般家庭へのＬＥＤ電球の普及が急速に進んでいます。 日本で最初に白熱電球を実用化した東芝ライティック株式会社は、ＣＯ₂削減への取り組みの１つとして、他のメーカーに先駆け発熱電球を２０１０年３月、２年半前に製造を中止されました。 自治体も積極的にＬＥＤ電球の普及を呼び掛けている地域では、賛同した家電量販店が白熱球の販売を中止している事例もあるということです。 ＬＥＤ照明の寿命は白熱球の約４０倍、蛍光灯の約４倍と、非常に長寿命のため、球切れによる交換の回数も大幅に削減することができます。 以外に面倒だった照明器具の交換の煩わしさから解放され、街灯などの高い場所にある照明を交換する場合、高所作業車や足場台などの仮設費用に高額な費用がかかる場合もあり、ＬＥＤ照明の導入による交換回数の削減は、仮設費用などの交換時に発生するコストの大幅な削減に繋がります。 再生可能エネルギーの観点から太陽光発電と一元化のＬＥＤ導入を、今後できるところから考えてはどうか。 まず、町長にお尋ねいたしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 再生可能エネルギーはですね、まさに今から大きく取り組まなければいけない国民的課題だと認識しております。 と同時にコミュニティビジネス、ファミリービジネスにもなり得る。また、メガソーラーとして大規模工場等の創設も考えられるという、時代を新たに切り開く１つの活性化事業にもなり得ると、そのような認識でございます。 国のほうも、今、政府で様々な議論が昨日なされた上で、公表されておりますけれども、いかなる手法が取られるにしろ再生可能エネルギーは取り組むべきだと、地域活性化の１つの切り札になり得ると。 地産地消あるいは自産自消とも言われますけれども、食、エネルギー、あるいはウォーターも含めてですね、今から大いに地方として関心を持つべき事柄だと、そのように考えます。併せましてＬＥＤもですね、今後やはり積極的に取り組んでいくべきだと。 ただしいかんせん、それぞれに経費、財源を必要とするものばかりでございます。来年度の予算でですね、国のほうも大きくこういった予算を、手当をしてくるだろうと推測されますので、十分にアンテナを立てながら政策を推進していきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	ところでＬＥＤの照明が部分的に取り付けられておると思いますが、その状況について、担当課長よろしくお願ひします。
議 長	財政課長
財政課長	私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 財政課につきましては庁舎管理それからコスモスプラザの管理をしておりますけれども、ＬＥＤの導入状況につきましては、平成２１年に町長室前の待合室、ここに９個ほどの電球がございました。これを試行的にですね、試験的に現在ＬＥＤに換えておると。 それから昨年、誘導灯が消防法に定められて設置をしております。これについては、もう２４時間常時点灯しなければなりませんので、これが２０機ございました。これをＬＥＤに換えておると、そういった状況でございます。以上でございます。
議 長	福本議員

福本議員	九電も今後電気料金を１０％値上げの申請をするという情報をいただいておりますけれども。 いずれにいたしましても太陽光発電の５０ｋｗの発電をされ、やはりＬＥＤと何か一体化という考えの下ですね、無理は申しませんけれども、できるところから切り替えられていただいたらというふうに要望して、この問題を終わりたいと思います。 次に、町の特産品販売手段としての検討は継続されているのかということで。 合併をして黒豆の生産に着手して、さらに商品開発に努力され、その結果、現在３０品以上の商品化までにこぎつけられたと説明を受けています。 そこで農林商工課で、現在どのような対応がなされているのか、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 今日までのクロダマルの開発の販売について、報告をしたいと思います。 ９月１日現在で筑前クロダマルの商品としまして、４３商品ございます。販売先につきましては、町内外１６社で４３品目の筑前クロダマル加工商品が販売されております。１年間で１０品目が増えてまいりました。 また、今年度より朝倉市のはと豆やで納豆の販売も始まっております。また、大口の販売先といたしまして、穀物商社へ１０ｔほど販売をいたしております。その他生産者が直売所でも生豆の販売を行っております。 通販につきましても、現在は各事業所の対応により行っているという状況でございますけれども、みなみの里では初の試みといたしまして、贈答用に豆とドレッシングなどの詰め合わせをいたしました筑前クロダマルセットを販売いたしました。 筑前町ならではの商品と好評でございまして、遠方への発送もいたしておりますし、特設コーナーも設けまして売上の向上を目指しております。 今後はみなみの里での通販につきましても検討していくべきと考え、現在準備段階でございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに販売量というのは拡大しておるというふうなことです、なにせ事業者任せられておるというふうな実態でございます。 そこで、多くの町外者に向けて、低コストで筑前町の特産品をＰＲ、流通させることにより、生産者や地元企業へさらなる活気づけるとともに、経済がうるおう仕掛けが必要ではないかと思えます。 そこでホームページ、ブログとリアルタイムで情報を発信できる、あらゆる販売手段を駆使してみたらと思っています。 例えばフェイスブックも発信の手段の一つであると思います。 佐賀県武雄市では、昨年の１１月７日にフェイスブックに着手され、特産品販売の専門ページを開設したと発表され、地元業者などに商品を選定して無料で掲載する地域活性化や、同市のブランディングがねらい、３年後には約１０００点の掲載をし、年商１０億円を目指すとのことで、同市によるとフェイスブックを活用して自治体が通販を行うのは、全国初めての試みだそうでございます。 それをさらに参考にされて、隣の大刀洗町が取り組まれているということで、大刀洗町の資料も、目標なりねらい、そういったものをしっかり立ち上げられて取り組まれているということで、女性のスタッフがフェイスブックを、中心に頑張っているということでお話を聞いてまいったわけです。 今後はやはり販売手段に対して、やはり何か筑前町として、せっかくこれまで努力されたことをですね、最終的にやはりＰＲの部分の力が大きいというふうを感じるわ

	けですし、今後農林商工課で、何か行政ができ得る範囲内でやってもらったらというふうに思いますが、取り組んでいただいたらというふうに思うところですが、再度担当課長にお答えいただきたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをさせていただきます。 議員ご提案のインターネット上の交流サイト、フェイスブック上での特産品販売を行っている自治体もあるようでございまして、議員おっしゃいますように、佐賀県武雄市が先行して取り組みをしているようでございます。 予算等の関係もありますし、若干予算を生じるようなところもございますようで、研究をしてまいりたいと思っております。 みなみの里でも平成22年度にホームページを作成いたしまして、全国に発信をいたしておりますけれども、今後もインターネット時代に対応したいろいろな方策を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かにホームページでの通販という形になりますと、丹波篠山もですね、黒豆のいろんな種類の商品をですね、通販の形で努力されておるようでございます。 と同時にですね、やはりこのフェイスブックは、あまり費用は多くはかからないというようにお話を聞いておるんですけども、予算的な限度も確かにあるかと思えますし、費用対効果とか、そういうこともあろうかと思えますが。 いずれにいたしましても、私自身がまずフェイスブックを利用したらどうねって、そういった逆質問を受けてですね、「ただあなた、言うばかりで、声かけても、そげんうまくいくことじゃないよ」と、逆に言われたわけですけども。 私もあまりそういったノウハウがありませんので、あえて提案型という形でですね、ぜひご検討をいただきたいというふうにお願いするところでございます。 そこで町長に、この件についてですね、町長はどのように考えてあるのか、いわゆる長期プランという形でですね、お答えいただきたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 フェイスブックは、うちは大刀洗平和記念館のほうは立ち上げているんですね、記念館のほうでそういった輪が広がっております。ツールとして私は有効だろうと考えます。 しかしながら基本はやはり物でございまして。しっかりした物と量をですね、質を確保しながら販促をやっていかないと、結局行き詰まるということだろうと思っておりますので、まだまだ黒大豆につきましても生産体制の充実、品質の確保、そういったことに重きを置きながら販売も考えていかなければならないと。 また、みなみの里につきましても、当初の構想ではですね、今が第1次構想の実行なんで、第2次構想等については、周辺農地の活用等もございまして。あるいは観光農園、福祉農園等の構想もございました。 その辺のところの視野に入れながら、さらなる第2段階、第3段階を考えていくべきだろうと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに中身が、十分やはり体制が整ってないと、お客様にすぐ対応というのは、かえって迷惑をかけたり、そういうことで逆効果になる場合もございまして。 そういうところは、やはり丁寧な形で取り組まなければならないというふうに考えておりますし、筑前町もクロダマルの件については町長もしっかり取り組まれ、中村学園のいろんなアドバイス、助言をいただきながらの形で進めてあるわけですし、こ

	れが実りある成果をやはり大いに期待するところでございます。 次の、最後の質問に移らせていただきます。 教育問題について、滋賀県大津市立中学校男子生徒への暴行については、自殺後の昨年10月中旬に、学校が全校生徒にアンケートを実施した44人が記名の上、「体育大会での集団リンチがあっていた」、「万引きをさせられ、殴る蹴るの暴行を受けていた」。 この事件に基づき、文科省は実施する学校基本調査においても、いじめと校内暴力は別々に統計が取られているということで、不登校児の増加は、学校教育の大きな問題となっています。 この件について、連日テレビなりで報道され、皆さん方も十分ご承知だと思いますし、この問題を取り上げさせていただいたわけでございます。 そういった中で、まず教育課長に、町内6校での不登校の実態、並びに過去からの推移について、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 不登校児童・生徒数につきましては、国が毎年度行う調査に基づきまして、連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、学校生活上の影響、遊び、非行、無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否、及びこれらが複合していることにより、欠席状態が長期に継続しているものを不登校児童・生徒数ということでカウントをしているところでございます。 この基準によりまして、各学校が毎月不登校児童・生徒の数と指導結果の状況等を教育委員会のほうに報告する。そのような状況になっておるところでございます。 ご質問のですね、筑前町の状況でございます。 過去からの推移ということで、平成20年からの推移を申し述べたいと思いますが。 平成20年度が小学校が2名、中学校が9名の合計11名、平成21年度が小学校4名、中学校10名、合計14名、平成22年度が小学校3名、中学校10名で合計13名、平成23年度が小学校1名、中学校19名、合計の20名でございます。 平成24年度につきましては、まだ1学期末というか、7月20日現在の数字でございますけれども、小学校が2名、中学校9名、合計の11名でございます。 学校別というのは、ちょっといろいろ教育上の支障がございますので、以上で報告を終わらせていただきます。
議 長	福本議員
福本議員	私は、こういった形で推移してきておるかというところに注目をしましたし、この後、教育長にもお答えいただくんですけども。 私は、要するにいじめが原因で不登校という扱いになっておるんじゃないだろうか、という心配をしておるわけです。 全国的にはそういった傾向も含めて多くなってきておるという危険信号と申しますか、これはやはり教育界にとっては大きな、大事な問題であるというふうな認識をいたしましたわけでございます。 そういうことで、この不登校の問題も、これまでに幾重にも質問があつてきたわけでございます。それだけやはり関心がございましたし、特に大津市の問題等も皆様方ご承知ということで取り上げたわけです。 そこで、教育長にお尋ねいたしますけれども。 子どもたちが置かれている不登校の裏側には、やはり複雑な家庭環境も含めてですね、その背景があるのではないかなというふうな思いがしておりますが、教育長はど

	のように捉えてありますか、お答えいただきたいと思います。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員ご承知のとおり、わが国で不登校が問題となり始めたのは昭和30年代の半ばでございます。 当初は学校恐怖症と呼ばれ、その後人数の増加とともに教育問題化し、登校拒否と名称を変えております。 平成に入り人数の増加に加え、質的にも多様化が進み、不登校はもはや特別な状況下で起こるのではなく、どの子にも起こり得ると捉える必要性が認識を確認をされ、広く学校に行けない、あるいは行かない状態を指すものとして、不登校という名称が使われるようになりました。 不登校の児童・生徒数は、平成22年度の国の調査では、全国に約12万人、福岡県に約5千人という状況であり、たいへん憂慮すべきことでありますとともに、学校にも行けず苦しむ子どもと、その保護者のみならず、我が国の学校や社会のあり方に係る大きな課題ともなっております。 これらの多くの子どもの置かれている背景は、社会の変化とともに以前とは異なり、また多様化している状況が、国の調査における不登校になったきっかけの結果から垣間見ることができると考えます。 つまり平成23年度の調査では、本町におきましては、いじめや学業の不振等の学校に係わるものがきっかけになったと考えられる児童・生徒は少なく、親子関係をめぐる問題等の、家庭に係わることと、不安など情緒的混乱や無気力等の本人に係わることで考えられる児童・生徒が多い状況にございます。このような状況が全国的な傾向でもございます。 このような背景や状況を踏まえまして、本町の各小中学校におきましては、すべての児童・生徒の状況を的確に把握し、児童・生徒の状況や支援の在り方について正しく見たてを行い、地域や関係機関等と連携協力し、一層充実した指導、援助及び家庭への働きかけと、総合的かつ効果的な方策を講じながら、指導を現在行っているところでございます。 背景についてはですね、非常にいろんな社会的な状況等を踏まえて、非常に複雑だということでございます。
議 長	福本議員
福本議員	先発で石丸議員からもこの問題を取り上げていただいておりますので、より内容的には深めさせていただいたと思っております。 義務教育を取り巻く環境というのは、非常に多様化しておるわけですが。それは取りも直さず親からの意見、あらゆる組織からの意見、要望、そういったものをですね、学校現場において、多面的に処理されておるといふふうに思います。 専任のスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとかですね、そういった専任の先生がいらっしゃいますけれども、それはあくまで個別の対応だということだと思っております。 しかしながら、やはり学校、教員挙げて、例えばいじめ、不登校につきましても、教員が、やはりみんなが監視し、また見守っていくといった環境にですね、先生たちもそういうふうな認識を持っていただくということが、この改善策の一步かなというふうに思いますので、どうかその辺の、学校との協議の場でですね、どうか伝えていただきたいなというふうに思います。 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これにて、7番 福本秀昭議員の一般質問を終了いたします。

	引き続き、一般質問を行います。 8番 久保大六議員
久保議員	今議会の冒頭で議員研修の報告をさせていただきました。 このたびの議員研修は、北部九州におけるゲリラ的集中豪雨で甚大なる被害が発生しつつある中での日程でございました。 予測的にわが町は大丈夫であるという観点の中での視察であり、また、万が一のときにはスケジュールを変更して、帰って来る企画でもありました。 視察期間中、朝倉、八女、柳川地方では、甚大なる大雨被害が発生しました。災害でお亡くなりになりました方々に対しまして、心よりのご冥福を申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を心より記念を申し上げる次第でございます。 それでは、通告に従い、順次質問をいたします。 今回も質問事項が多い関係上、執行部におかれましては、簡潔なる答弁をいただきますようお願い申し上げます。 初めに安全と安心につきまして、5項目質問をいたします。 まずは、ゲリラ豪雨時での避難所について、でございます。 今、博多湾地域では津波対策としてスーパー堤防の建設より先に、高層ビル等に対し、地権者との契約の中、津波時避難所として活用を進められております。 また、北九州では、TOTOの会社が緊急避難場所として工場の敷地を提供との新聞記載もあっておりました。 今回の北部九州大水害では、河川氾濫が急であったため指定避難所まで行けず、自助、共助により身近な高台や高台の民家、学校等に避難され、難を逃れられた方々がたくさんおられました。 筑前町では、特に災害が起こる恐れがあるのは、私の観点でございますが、台風やゲリラ豪雨による大水害だと思います。 担当課長にお聞きします。 今回の北部九州での大水害による被害状況を目の当たりにされ、筑前町として防災対策の見直しなど、検討をされたのでしょうか。答弁をお願いします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員のほうからご質問がありましたように、現在筑前町におきましては、筑前町地域防災計画、平成19年にこちらのほうはできておりますけれども、それに沿いまして、それぞれの具体的な個別計画、さらには職員災害初動マニュアルの徹底、それから避難所機能の確認と拡充、救助、復旧など、実際にしっかりと運用できる体制を確認し、整えていきたいということで、なおかつ昨年の東日本大震災を受けて、福岡県も地域防災計画の見直しを行っております。 筑前町としましては、今現在、県の見直し結果との整合性を検討するとともに、筑前町地域防災計画の見直しを行っているところでございます。 今後のスケジュールといたしましては、来月10月に第2回の防災会議を開き、修正見直し案を協議、検討していただいた上で、来年2月上旬には県へ報告し、3月中に見直し完了の予定となっておりますところでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	近年全国的に想定外の災害があらこちらで発生をしております。ゲリラ的豪雨、竜巻ですね、地震はもちろんのことでございますけど、そういう中で、今回北部九州で、これも想定外の大水害が発生しました。 今までの防災マニュアル、ウォーターハザード、これを白紙化した状態、白紙化するぐらいの観点で、今後執行部、住民の方々も組み入れた新しい対策、マニュアルづ

	くりが私は必要ではなかろうかと思います。 どうかその点ですね、新しい防災対策、またウォーターハザードの見直しとかですね、対応していただきますようによろしくお願いします。 担当課長にお聞きします。 今、町としてウォーターハザードが作成されております。前の議会でも質問いたしましたけれども、その想定内の中で浸水をしそうなところ、浸水しない場所、色分けがされております。 そういう中で、深夜等の突然の河川氾濫、これはですね、ウォーターハザードとかマニュアル外なんですよ。そういうときの急な河川氾濫のときに住民の命を守るためにはですね、各自治区の取り組みとして、河川近くの高台、そしてまた高台にある頑丈な家を緊急避難場所として、地権者とか建物の所有者に相談をして、そして緊急避難場所として確約をし、そして住民の方々にそれを確認と認識、これをさせることが必要だと思うんです。 緊急の河川氾濫のときに、そういうことがなかったら避難しづらい、遠慮がちになってしまう、その中に尊い人命がなくなっていく、そういうことも考えられます。 また、緊急時担当の職員が指定避難場所の開錠に遅れる、こういうことも考えられるわけでございます。 今度の東日本の大震災、今回の北部九州の大水害、この中でもそういうことが起きているという情報が入っております。開錠に担当が遅れていると。 そういう中で、これは方法なんです、避難所のカギをですね、近くの区長等に預ける、これが大事な減災対策になることだと思いますが、この取り組み、見解、答弁をお願いします。担当課長をお願いします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員が申されますように、地区の防災意識の高まりから、例えば地域の高台、地区の公民館、こういったものを第2の避難所にしようというところまで、地区独自で防災計画を作られるのが、最も現実的かつ機能的だと思っております。 町といたしましても情報の提供や支援を今後ともさせていただきたいと、このように考えております。 また、カギ等の件もでございます。現段階で、町の責任において、避難所の開設、運営を行うことで考えておりますけれども、自治体の状況等を調査研究しながら、町の責任において避難所の開設、運営を行うのか、避難所に近い地域の住民に避難所のカギを預けたほうがいいのか、また、町の責任において避難所の開設、運営を行うけども、予備のカギを避難所の近い地域の住民の方に預ける等、総合的に検討していきたいと、このように考えております。 また、今月の9月2日でございますけれども、議員もご出席されておりました中牟田町区におきまして、自主防災の、本当に実践的な訓練が行われておりました。 その中で、避難所のカギの保管方法や避難所内をあらかじめ行政区ごとに割り振ってはどうかとか、いろいろな貴重な意見が出ておりました。 今後避難所のカギ等を区長に保管すること等について、総合的に検討していきたいと、このように考えております。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	自主防災組織、今70何%ですね、もうすぐで100になります。 こういう自主防災を活用してですね、各自治区でのそういう緊急避難場所、こういう確定が必要だと思います。その中に行政の指導が必要だと思います。どうかよろしくお願いします。

	今、台風16号が近づいてきております。太平洋高気圧が若干張り出しておりますので、今、朝鮮半島のほうに行っておりますが、これもまた台風の軌道というのは気ままなものでどうなるのか分かりません。しっかりと防災に気を付けておかなければならない今日この頃でございます。 まだこれからが台風シーズンになってまいります。手遅れにならないようにですね、今、課長が申された、検討をするということでございます。確実にですね、その場しのぎにならないように進めていかれますように、よろしくお願いを申し上げます。 それでは次の、ゆめづくり隊パトロールに対する行政としての対応について、質問をいたします。 今年の夏休みも子どもたちの安全・安心と、地域の安全・安心を目的としたゆめづくり隊による夜間パトロールが行われました。9年目になります。 毎週水、金、土の3日間、パトロール人数といたしましては1日約25名程度、協力者は延べ人数にしまして300人にも及んでおります。住民の方々のご理解とご協力に深く感謝を申し上げる次第でございます。 ちなみにゆめづくり隊のメンバーは、コスモス公民館を頭に、夜須中学校における学校区における区長、議員、保護司、少年補導員、体育指導員、PTA役員、並びに教師をはじめですね、多くの住民の方々に協力が構成されております。 しかしながら、多くの住民の方々の協力はお願いしておりますものの、役場職員の協力といたしましては、コスモス公民館と環境防災課、この2課だけであります。 合併前の旧夜須町としましては、ゆめづくり隊の発足以来、パトロールメンバー構成の中に役場職員の方々が入っておられました。しかし、合併後は担当課のみとなっており、今現在に至っております。 夜須地区の多くの住民の方々に協力を依頼しておりながら、役場職員が係わらないのはおかしいんじゃないかと思えます。 町長にお聞き申し上げます。 5時以降や休日での役場職員の地域貢献として、以前から町長が申されております役場職員の意識改革、これを今強く進めていくべきだと思います。 今後としてゆめづくり隊のパトロールメンバーに、夜須地区の役場職員の参加だけでも約束をしていただけないか、考えていただけないかなと思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 役場職員の地域貢献は積極的に推進すべきだと基本的に考えます。 と同時にですね、本人の自主性、本人の特技等々も大いに活かすべきだろうと考えます。 一番私は役場職員で地域貢献をやっているのは消防団だと思っております。ほとんどのその年齢層の消防団はですね、役場の職員は消防団員に、町外からの職員も何らかの団に所属いたしまして活動をやっております。 それぞれやっておりますので、その消防団活動だけでも年間相当な活動状況でございます。そういったことで、個人のそういった活動を尊重していきたいと、基本的に考えます。 したがって、その中に1つこのゆめづくり隊の活動もあるのかなと思っておりますのでございます。職員もゆめづくり隊の活動につきましては十分承知しているところでございまして、本人がぜひ参加したいということであれば、町としても支援をしていきたい、町としても進めていきたいと、そのように考えます。 スポーツ少年団の指導、あるいは手話の会の会員としての活動、様々でございまして

	て、私も町長になりましてですね、日曜日ほとんど2、3カ所ぐらい何らかの活動が っております。職員もすべてに参加することは不可能でございますね、その 辺は職員の自主性、思いを尊重しながらボランティア活動は進めていきたいと、その ように考えます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	個人的なですね、自主的な思いとかですね、大事なことでございます。強制、強要 はやはり問題があるかなとは思いますが、じゃあ自主的にと言われてもですね、若干 は町長からの主導がなければ、なかなか難しいんじゃないかなろうかと。 やっぱりこういう住民を挙げてのボランティア活動の中に、住民が行政に対してや っぱり目があります。職員が参加してくれたら、職員の活動、これを目の当たりにし て、役場は頑張っているなということも大事でございますので、確かに自主は分か りますが、ぜひですね、町長主導で参加者を増やしていただきたい、よろしくお願い 申し上げます。 次に、質問を変えます。 青パトの青色回転灯について、質問をいたします。 以前青パトは、合併来公用車のクラウンを改造しまして青パトにしていました。パ トカーと全く同じの青パトでございます。これが町の安全・安心にたいへん抑止力 を持っていたと。我々少年補導員でございますけど、本当にすばらしい青パトをつく っていたということ喜んでおりました。 しかしながら燃費がかかりすぎる、小回りが利かないなどの理由で廃車となっ ております。そして、今は代車として軽ワゴン車に青色灯を付けた青パトになって おります。 しかし、この青色灯が小さくて抑止力に欠けるということで、昨年ゆめつくり隊や 少年補導員、保護司の要望で、大型青色灯への付け替えをお願いしました。 その時点で環境防災課、担当課でございますけど、年度途中であり予算の関係上、 24年度予算で計上すると、こういう確約な答弁を受けたわけでございます。そして 24年度の予算で予算計上をしていただきました。 しかしながら、年度初めより担当課のほうより、7月20日のゆめつくり隊の出発 式までに青色灯を付け替えてくださいと、再三お願いをしておりました。ところが未 だに付け替えられておりません。 担当課長にお聞きします。 昨年確約をして、本年度予算化までしていただいた青パトの交換、これがまだされ てないのは、予算がなくなったのか、交換する気がないのか、その理由をお願い申 上げます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、散光式と言いますか、横に広がっている分、これは、確かに 抑止力になります。 一応予算も含めまして、青色回灯につきましては、現在流線形のものを設置して おりますけれども、このような小さなものでございます。 見えにくいとのご指摘を受けたことから、横長タイプであります散光式に取り換 えるところでございますけれども、この青色回転灯につきましては受注生産であり ますので、未だ取り換えには至っておりません。予算は計上されております。 回転灯が入荷次第取り換えを行うこととしております。 発注が遅れ、取り換えが遅れていることにつきまして、この場を借りて深くお詫 びを申し上げたいと思います。ご迷惑をおかけしました。

議 長	久保議員
久保議員	今、住民挙げての子どもたちの健全育成、町の安全に取り組んでいただいております。行政としてもしっかりとした対応、最善の努力をしていただくべきだと思います。よろしくお願いいたします。 町長にお聞き申し上げます。 10年来の議員活動を通して感じることなのですが、担当課長が変わったときの事務引き継ぎ、これがうまく行っていない、このように思われます。スムーズな行政運営を進めていくためには、この確実なる事務引き継ぎが最も大切だと思います。 新課長として、知らないことを聞くことは、僕は恥じゃない、分からんことは大いに聞くべきではなかろうかと。でもそれがなされてないんじゃないか。 課長交代時での確実なる事務引き継ぎ、これをするに対して、町長としての見解をお聞かせください。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 事務引き継ぎはですね、組織人として当然基本だろうと考えます。 本町におきましても引き継ぎ書を、決裁を受けまして、もう文書主義でございますので、文書において項目を列記いたしまして、そして副町長まで、課長の場合は私まで上がってまいります。印鑑を押しながら確認をして行っているということでございます。 少し形式的になっているところもあるかと思います。十分議員が申されました趣旨を尊重しながら、再度引き継ぎの徹底を行っていきたいと、そのように考えます。
議 長	久保議員
久保議員	今回の職員による不祥事もですね、やっぱりそういう関係があるのじゃないかなというふうに感じるわけでございます。 今後担当課長が変わるときにばてすね、確実なる事務引き継ぎ、これがなされますように、対応、指導、よろしくお願いいたします。 質問を変えます。 次は、バス停の風雨雪対策について、質問いたします。 現在、バス停と駐輪場は、整備計画の中で確実に進められております。未整備のバス停、駐輪場も今後整備がなされてものと期待をしております。 そのような中でバス利用者の方々から、雨や雪のとき、風が吹けば逃げ場がない、足下が濡れる、体が濡れるという、また冬は寒いというご意見をよく耳にしております。 担当課長にお聞き申し上げます。 以前からの木製のバス停、何カ所かいっぱいありますね。 木製のバス停には、たまりがあります。中で風、雨、雪をしのげる場所があります。せつかく整備をされるのであれば、バス停の両端はLじゃなくてコの字型、囲むようなですね、このような設計にしていきたいと思います。 今後整備されるバス停はもちろんのことなのですが、近年バス停整備していただきました。当所、長者町ですね、篠隈等もございますが、そこでもですね、ぜひ改造をですね、改造と言っても追加するぐらいのことで済むと思うんですが、答弁をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かに待合所の雨風の対策は十分でないというご指摘でございます。それは十分承知をしているところでございます。

	この件につきましては、路線バスを運行しています西鉄バスの見解といたしましては、いわゆる視認性が悪くなるようなですね、いわゆるバス待合所に人がいるかいないか分からないようなことはできるだけ避けていただきたいと、そういった見解を受けておりますので、そういうことに基づきましてですね、それはそのとおりだろうと思っております。それに基づきまして、待合所の整備はしなくちゃいけないと考えております。 そういったことがございますので、確かにそういった実態にあるということは十分承知いたしておりますけれども、現時点でですね、改めて整備したところに、また何か施してやると、そこまでのところはですね、今現在では考えていないというところでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	今考えてないと言われましたけれども、今後考えていただきたいと思います。 見えにくいというのは、バスは両端がバスから見えるですね。正面はバスの運転手から見える必要はありません。アクリルであれば透明感があります。 問題は費用弁償です。費用弁償があります。 棒を1本立てて、そこにアクリルを張ればいいことでございます。 ぜひ利用者、この公共交通の活用は温暖化対策、資源の確保に繋がるわけでございます。もう町長もいつもそういうふうに言っておられました。公共交通の活用はですね、温暖化対策になると、資源の保護になるということで、ぜひ利用される方が利用されやすいような対策をしていただきたいと、ぜひお願いを申し上げまして、また再度質問をさせていただくようにしたいと思いますけど、今日はこれまでにしておきます。 次は、通学路のカラー舗装について、質問をいたします。 近年登下校時において、悲惨な子どもたちの死亡事故が発生しております。 その中で、国、県としまして、通学路の30キロの通行規制、これに対する取り締まりがかなり強化されております。 30キロというのは、気がつかないうちに出ておるわけでございます。そこに取り締まりがあれば、すぐスピード違反で捕まります。 そういうことを繰り返すことによって、通学路に対する危機意識、自分が捕まらないことも大事です。そういう意識でスピードを落とさせることを、今、国、県がやっております。 担当課長にお聞きします。以前議会の質問の中で問題提起もしておりましたが、の児童が一番集まる危険な場所というのは、学校の周辺でございます。その学校の周辺の通学路、この路側帯の徹底と、できればカラー舗装していただきたいと。 そうすれば安全度が増す、運転手の危機意識と言いますか、ブレーキに自然と足がかかるような状態になってまいります。 この学校周辺のカラー舗装対しまして、対策とか検討はされましたでしょうか、答弁をお願いします。
議 長	建設課長
建設課長	建設課関連でありますので、私よりお答えいたします。 前回までの回答と共通しますが、通学路につきましては、第一義的に総合計画10年、基本計画5年、実施計画3年に乗せまして、1つ目に緊急性、2つ目に利用度、3つ目に費用対効果、4つ目に地元の協力体制、5つ目に地域間のバランス等を考慮し、協議、検討しながら進めていくことになっております。 通学路のカラー舗装につきましては、教育課と連携を取りながら、子どもの命を守るべく安全な歩道づくりのために、要望があるところから検討し、総合計画に計上し、

	予算を確保、施工の流れになり、実施していくことになります。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	10カ年、5カ年、3カ年計画、これは何でも必要なことでございます。 しかし、子どもの命を守るためには、そういう長期的スパンじゃなくて、危険なところはすぐに対処するということが大事でございます。 確かに費用対効果とかいろいろあります。お金がかかる。 今、課長が申されました。住民からの要望とかですね、学校からの要望、PTAからの要望、要望があればすぐしてくれるのか。費用対効果の問題で、なかなかそこもうまくいっておりません。 要望がないとしないという行政のスタイルも悪いんですよ。道路に穴がほげとって、誰も要望がなかったらそのままにしておくかと。気がついたら、役場職員がパトロールしながらでも、そういう危険なところを発見したらすぐにやるべきです。 要望が来たからじゃなくて、やっぱり確認をすれば、すぐに対応をしていただきたいと、このように思います。 これは教育長にお聞き申し上げます。 私の観点からですね、今、カラー舗装を言っておりますけど、中牟田小学校の旧道の道、登下校時かなりの子どもがあそこを横断します、通ります。 三並小学校の、あの勾配のあるカーブ、あれも車がかなりスピードを出しております。量も多ございます。あれが縁石を超えた場合の危険性、かなり私は危機感を持っております。 それと東小田小学校の通学路でもあります、何度も申し上げます。いすや前の交差点、十字路。アンテナの関係で信号が作れない。これはもうできないものはしょうがない。 なら、それに対する安全対策は、もうカラー舗装とかですね、大きな立体的なデザインしかないんです。ぜひ子どもの安全、安心を守るために、1人の犠牲も出さないために、私は迅速なるそういう対応をしてもらわないかんと思います。 教育長、その辺の見解、思いをお聞かせください。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 子どもたちの命を守る、これは最優先に取り組んでまいりたいと。 ついてはですね、関係機関と十分連携を取りながら、教育課としてもしっかり対応してまいりたいと、そのように考えます。
議 長	久保議員
久保議員	しっかりとした対応をですね、迅速なる対応をぜひお願いしたいと思います。また、その報告も聞かせてください。 梨の礫ではございませんけど、我々一般質問しても、その後の経緯とか経過が伝わってこないことが多々あります。ぜひ回答をよろしくお願いしたいと思います。 町長に、関連質問はいかんと言われているんですけど、通学路の問題でございますので、ちょっとお聞きします。 3月議会で、蔵役の狭くて危険なカーブ、あそこの電柱をですね、道路拡張できないならば、せめて道路側にある電柱を移設してください。そしたら安全度が増します。とりあえずそれをしてくださいということでお願いをしておりました。 町長の答弁、道路側の電柱を移設すれば通行しやすくなると思う。関係機関と協議していきたいということで受けておりました。進捗状況があればお聞かせいただきたいんですけど。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 前回の答弁のとおり、私は説明をさせていただきました。 まだ十分な協議がなされておられません。課内では協議をしておりますけれども、関係機関等にはまだ協議しておられませんので、その作業は進めたいと思います。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	道路拡張というのは土地の買収、地権者との相談とかあつて時間がかかります。 電柱はですね、そういうふうな危険度、特に今はどこの道路もですね、道路の側に電柱が立っているところは少のうございます。一番危ないんですよ、交通障害ですね。 だから、今、ほとんどそこ辺の地主さんに頼んで、地権者に頼んで内側に移設されております。 今回のこの蔵役の危険なカーブの、道路側にある電柱も、九電に事情を説明すれば移設してもらえるはずですよ。早急にですね。 さらに現場を見てもらったかどうか分かりませんが、すぐ横に用水路があります。 以前は大いに必要だった用水路です。かなり広いです。ところが今はあまり必要性のない用水路になっております。 そこに移設すれば地権者の承諾も要らないし、道路幅も広くなるし、安全度が増しますんで、そういう場所の確認も早急にさせていただきたいと思います。 子どもの通学路なんです。車同士の事故も多発しています。ぜひ早急に対応していただきますようお願い申し上げます。 それでは、また質問を変えます。 次に、子どもたちの健全育成に対して、質問いたします。 まず、キックベースボール大会について、でございます。 先月の8月、筑前町キックベースボール大会が開催されました。私も応援に行ったわけでございます。 炎天下の中での開催、これは熱中症になるんじゃないかな、たいへん心配をしながら見ていたわけでございます。子どもたちは元気でございます。本当に汗まみれになりながらプレーを楽しんでおりました。 そこで担当課長にお聞き申し上げます。 今回の参加チームの数と、三輪地区、夜須地区での参加率、分かれば教えてください。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 今回、今年度夏休みに大会があったわけですが、全体で47のチームが参加をしております。 そのうち夜須地区の参加は5チームということでございますので、三輪地区のほうが42チームということになるかと思います。
議 長	久保議員
久保議員	47チーム、この数は結構多い数でございます。 そのうちの5チームが夜須地区、約1割でございます。 合併後それぞれにですね、開催の歴史差、これがあるのはもう承知しております。 今、町としてはサッカー大会、キックベースボール大会、ソフトボール大会が開催されております。 この差が若干あるのは、もう自然淘汰、時間がかかるのかなとは思いますが、その中でも今回のキックベースボール大会は、特にですね、夜須地区の参加が少ない。そ

	の原因をいろいろ考えるわけでございます。 もう参加しないという子どもが多いのか、参加させようと思う保護者がいないのか、もう1つは学校がノータッチしているのかとか、いろいろ考えるんですね。 学校としては、学校の体育授業じゃないので関係ないと、係わりはまたできない、しないという考えなのかですね、これ教育長、すいませんけど、キックベースボール大会あたりは、教育関係者としてですね、学校側ですね、対応、係わりはできないのか、その辺、これは生涯学習課ですか、その辺を答弁お願いします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 現在、このキックベースボール大会につきましては、前回の6月の定例会のときに質問が出ておりまして、今までの経過なり、なぜ夜須地区が少なくてというような理由も述べてきたところでございます。 この主催につきましては、町の公民館が主催ということですね、各公民館に各自治公民館に役員としておられる青少年育成指導員を集めてですね、そこでこのルールの説明会なり、それから、特に夜須地区のほうでは、まだルールが徹底していない部分とか、地域の参加が少ないので、地域に、各学校等のグラウンドをさせていただいたりしながら、普及活動をやっているところでございます。 それでもまだまだいろんな原因が考えられると思いますけれども、今の状況では、こういう参加が少ないというような状況でございます。
議 長	久保議員
久保議員	今言われました公民館事業、そして青少年指導員に対する依頼、それは筑前町全体でされていることでいいんですが。 結果は、これだけの差が出ているという、この結果が問題なんです。 なら筑前町でも、夜須地区の体育指導員は何もしてないのかと。だから体育指導員に対する要請、指導とかですね、そういうのが必要になってくるわけですね。 原因はまず、真剣に探せば分かるんです。 ぜひ、次回、来年度はですね、こういう青少年指導員に対する協力依頼なり、保護者に対する参加依頼なりですね、子どもに対する参加依頼でも、もっと積極的にやっていただきたい。 結果が、原因が分かれば、それに対する対策、対応を取るべきだと思います。 ぜひ来年はですね、筑前町の子どもたちが5チームから10チーム、10チームから15チームにでもなるようにですね、ぜひ努力をしていただきたいと思います。 これは、答弁は要りませんから、ぜひ努力してください。 今ですね、1つ言われましたキックベースボールを開催するにあたっては、子どもたちがチームを作る、そして練習をしなければならない、練習は学校のグラウンド。 子どもたちが1回家に帰って、それから着替えて、また学校まで戻って練習できるか。交通事情もあって危険だ。 そういう関係上で学校まで行けない。だから参加者が少ない。そういうようなですね、いろんな悪循環があっているわけでございます。 じゃあこれを三輪地区に置き換えますと、各至るところに公園がございます。そこで子どもたちが練習をしております。もちろん子どもたちだけじゃありません。高齢者がグランドゴルフ、ゲートボール、いろんな自治区の運動会とかっております。そこに原因が1つあるんじゃないかなと。子どもたちが練習できる場所が少ない、これが夜須地区でございます。 これは町長にお聞き申し上げます。 今の子どもたちは家の中でパソコンとかしてですね、問題になって、外で遊ぶ子ども

	もたちをつくりましょうとか、いろいろ対策なり考え、それが出されておりますけど、それは計画とか対策ばかりで、実際に子どもたちは遊んでおりません。 何でかと言うと、遊び場がない。 合併来ですね、何人もの議員が繰り返し、繰り返しお願いをしております、夜須地区における公園づくり、これが何で未だに実現できないのかなというのが、私の1つの疑問であり、議員として恥ずべきところかなと、地元住民に聞かれたときに答弁できないわけでございます。 いろんな子どもの健全育成、高齢者の健康づくりのためにですね、この夜須地区における公園整備が必要だと思います。これをぜひ計画的な取り組みとして、夜須地区の住民の方々が確認をしながら待てる、このような対策、計画を立ててもらえないかなと思いますが、町長、答弁をお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに現状を見ますと、各集落単位の運動広場というのは、三輪地区のほうを整備をされております。 これは、歴史的に見ますと、やはりほ場整備でございます。ほ場整備の換地と併せて用地を確保された。それが故にこれだけの運動用地が確保できたんだらうと、そのように思っております。 夜須地区のほうはですね、ほ場整備と併せましてできた公園もございます。例えば吹田公園、それとか公民館用地とかは確保されてきましたけれども、なかなか運動場用地までは確保できなかったということで、現在に至っていると思っております。 と同時に、議員申されますように、特に用途地域がうちは3つあります。夜須地域で3つありまして、篠隈周辺、石櫃周辺、二周辺でございます。 それぞれの周辺内にですね、やはりそういった広場というのは必要だと、当然考えます。そういった意味からすれば篠隈周辺は、1つは安の里公園があると。 西部の二につきましては、やはり地元のほうがしっかり管理していただいております二公園、あれを充実させるべきではないかなと、基本的に考えます。 それとやはり石櫃周辺、松延新道周辺にはやはり必要だろうと考えます。この人口の張り付き具合からしましてですね。 そういった中で、やはり公園を今後計画していくというのは必要だという認識でございます。 いかんせん土地が要ることでございまして、今、公営住宅用地等々の跡地検討もなされております。そういったところも視野に入れながら、跡地の利用計画を立てていきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	ありがとうございます。 ぜひ中牟田校区のみならずですね、丸町、東小田、あの辺も1つ公園があつていいんじゃないかな。 中牟田校区はですね、かなりの広さの中に何もありません。じゃあ小学校が使えるかと言ったら、言葉的には小学校のグラウンドは地域の公園だ、遊び場だとか言われますけど、なかなか利用はできないのが現状でございます。ぜひ整備を進めていただきたい。 そして、今、グランドゴルフがたいへん盛んでございます。公民館の駐車場じゃできません。 土地と言われましたけど、今は荒廃と言いますか、遊休地等もございますので、区画整備等の問題もありましょうが、田んぼを買えばですね、1反100万もしない、

	そういう時代の中でございますので、できればその辺を超法規的なものを使いながらも、ぜひ公園の整備をしていただきたい。 そして三輪地区にはパークゴルフ場が、仙道古墳の周辺にございます。たいへんプレーをされてある方を見受けるわけでございます。 こういうものも、ぜひ夜須地区にも1つ作っていただきたいなど。平らじゃなくて、ゴルフ場みたいにデコボコがあって、あれはたいへん高齢者の生きがいになっております。ぜひそういうものも夜須地区にひとつつくっていただきたい。 またこれも改めて質問をさせていただきます。今日はその辺にしておきます。ぜひ町長、前向きなる考えを出していただきますようによろしくお願いします。 次は、地元オリンピック代表選手としての評価と地域貢献について、質問をいたします。 筑前町には4年前オリンピックに行かれました、これはレスリングの選手でございますけど、池松選手がおられます。 近年ロンドンオリンピックから帰って見えたメダリスト、東京での凱旋、50万人が集まっていたとかですね。 各メダリストの故郷に戻って、そして地元の名誉賞を貰ったとか、そういうことがテレビや新聞でどんどん載っておるわけでございます。 私はちょっと遅いと思うんだけど、4年前のことではございますが、この池松選手の健闘をたたえ、また、初めて筑前町から出られましたオリンピック選手として敬意を表し、その表れとして筑前町名誉賞とかですね、そういうものを授与してですね、地域の子どもたちのための健全育成、将来の指針、目標にしてもらわなければならないと思います。 町長、これは4年前のことになりますけど、今からでも遅くありません。ぜひ池松選手を、筑前町町民名誉賞とかですね、そういうものを授与していただきまして、子どもたちの一つの指針になってもらいたい、この辺どんなですかね、見解を。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員申されますこと、誠に私も同感でございます。 池松選手につきましては、町民スポーツ文化功労賞ということで、町を挙げて表彰をいたしました。 その折、オリンピックに出場されたおりにですね、こちらに帰られたときに表彰をして、コスモスプラザのほうで表彰式を執り行ったところでございます。 広く広報等で町民の方にもお知らせしたという経緯を持っております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	形的には授与していただいているということでございます。 これがですね、まだ我々関係機関はご存知かもしれませんが、周りには周知がされておられません。ぜひ池松選手をですね、そういう名誉賞と同時に、筑前町のスポーツ大使とかですね、そういうポジションを作っていただいて、いろんなスポーツ大会のときの進行とかあいさつとかしてもらって、子どもたちの夢、つくるための一つのポジションになってもらいたい。 時間があんまりありませんけど、教育長にちょっとお聞きします。 池松選手を子どもたちの一つの指針としてのスポーツ事業に、何か依頼とかされておりますか。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。

	池松さんにつきましては、先ほど町長のほうから申し上げましたように、筑前町の文化スポーツ表彰の第1号ということで、4年前に表彰をしておったところです。 池松選手については、今年になって実家のほうに戻られて稼業を行っておられるというふうに聞いております。 そしてまた消防団のほうにも4月から入られて、地域活動でも頑張っておられるというふうに聞いておるところでございます。 過去、子どもの集いというのを町で毎年行っておりますが、そういったところにお呼びして、本人からお話をさせていただいたりとかですね、そういうことで過去においてはお願いをしておるところです。 また、今後はですね、青少年に夢と希望のために、ご指導等を願えばですね、こちらとしても幸いだというふうに考えております。 現在はそういうふうに家業とですね、消防団活動、地域活動ということで、お忙しいようですので、機会があればこちらからお願いして、そういった子どもが集まるような機会にですね、またなにがしかのお話なり、そういうことをしていただければ幸いというふうに思っておるところでございます。
議 長	久保議員
久保議員	今、課長が申されましたようにですね、池松選手、家業を継ぐということで戻って来てあります。 本来は違う方向に進まれるのかなと思っておったけど、お父さんの乳牛ですかね、消防団も入っておられます。 ぜひ、素晴らしい方がおられますので、ぜひ子どもたちの健全育成、スポーツの振興にですね、稼業があるということが一番仕事があるからですね、その関係もありますけど、仕事の合間にでもぜひ活躍をしていただきたい、そのような対応をしてもらいたいと思います。よろしく願います。 最後になります。 町の活性について、2点質問します。 時間がないから、ちょっと言葉は早めになります。 まずは山家道交差点へのJR駅移転でございます。 これは何回も私は質問を出しております。山家駅を移設して山家交差点に持って来ると、絶対筑前町の活性に繋がるということで出しております。 今回改めて質問をいたしました。 今回出した1つの大きな要因はですね、山家交差点にビジネスホテルの亀の井が建設される予定でございます。その下にジョイフルが入る。天山のジョイフルはこちらに移転するような話も聞いております。 町長、お聞き申し上げます。 今、時代も大きく変わってまして、新幹線も鹿児島まで全面開通、長崎線も予算もついてですね、今全面開通のほうに進んでおります。 また、そのためにですね、新幹線へのアクセス、博多駅の通勤、通学、いろんな意味で、今、山家駅移設を考えるべきじゃないかな。 亀の井のホテルの経営陣との相談を持って、新山家駅はジョイフル側につくって、これは私の考えでございますが、高架歩道をもってホテルの中に改札口を持っていくとかですね、下でもかまわないんですけど。 そういうような相乗効果を持って、ジョイフルのお客さんの利用、住民の利用、通勤、通学、新幹線のアクセス、いろんな意味で、私は山家駅の新設をするべきじゃないかな。 万が一、今ある既存の山家駅との問題が発生してできなかったら、新山家駅でもできると思います。

	これはＪＲとかですね、その辺に打診をもう１回されたらどうかなと思いますが、この考えはいかがでございましょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 本町を走ります唯一のＪＲ線でございます。そして鹿児島本線の非常線ということで、この路線は廃線にならないと、そのように伺っております。 したがって、有効活用しようというのは、多くの町民の一つの夢ではなかったろうかと、そのように考えます。 私も半年ほど前、山家駅から原田駅までＪＲに乗ってみました。６分間の非常に快適な路線でございます。非常に、ただ便数が少ないというのがですね、ご承知のとおりでございます。 ただ、私もいろんな市町村長と会う機会がございまして、ＪＲ駅を新設した首長にお話を聞くようにいたしました。 そうしますと、ＪＲさんもなかなか厳しいんで、駅の建設費等はまるまる自治体もちですと、いうことが前提条件だそうでございます。 そういった投資効果、費用対効果等々も考えながら、今後のひとつの研究課題と、そのような捉え方をしていきたいと、そのように思っております。 亀の井さんが来られることもですね、うちのほうにも報告に見えましたし、まさに筑前町の西からの玄関口でございます。十分そのことも踏まえながら、バス停あるいは駐輪施設等も検討しているところでございますので、そういった重要なひとつのスポットであるということは認識して、総合的に考えていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	ＪＲ側もあることですし、既存の山家駅もあります。費用対効果もあります。今日の明日のという問題じゃございません。 今回亀の井ホテルができるということで、タイミングかなというふうにも感じて質問したわけでございます。 亀の井ホテルもですね、やっぱり交通アクセスが良かったほうが、お客の利用もよくなるし、また我々もですね、電車を待つ時間にジョイフルでちょっとお茶を飲むとかですね、そういうふうな休憩所もできるわけでございます。 ぜひ前向きな調査等をさせていただきますように、よろしくお願いします。 最後になります。 最後に、福祉バスの西鉄筑紫駅路線化ということで質問いたします。 今、去年の７月より新福祉バスの試行運転がなされております。駅は増やした、運行回数を増やしたという中でも、なかなか利用者が増えてないというのが一番の課題でございます。問題でございます。 その対策として、フリー乗降を設ける、どこでも手を上げたら止めてやるよ、危なくないところであれば止めてやるよと、乗せますよ、降ろしますよということが、試行錯誤になったわけでございます。これはいいことだと私も思います。 しかし、これは最初、福祉バスが試行になるときの最初からの考えの中に、筑紫駅への路線化、これについても研究課題として捉えてあったと思います。 今現在、まだ結論は出てないと思いますけど、福祉バスの西鉄駅路線化、これはどのような考えを持ってあるのか、また考えていくのか、お聞かせをお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	私からお答えします。 福祉バスを西鉄天神大牟田線の筑紫駅まで延伸すること、このことについてでござ

	いますけれども、結論から申し上げまして、現在のところ、次の理由によりですね、延伸は考えておりません。 まず、今日の福祉バスの運行にあたりまして、基本的な考えの1つにですね、既存の西鉄路線バスとの結節があります。 具体的には西鉄バスの新町上り、それとコスモスプラザ前の上り、下りのバス停にですね、福祉バスを乗り入れまして、乗り換えの利便性を図りまして、公共交通の活性化を図っているところでございます。 確かに筑紫駅まで路線化しますとですね、利用者の利便性ははるかに向上すると思っています。 しかしながら考えていかなければならないことは、直接ではありませんけれども、筑紫まで延伸することによりまして、既存の西鉄路線バスの利用者が減少することは避けられません。 したがって、この結論につきましては、西鉄バスは反対するということが見込まれます。要は住民の移動手段を確保するにはですね、路線バスとの役割分担、こういった交通体系を作っていくということが大事なことであります。 いわゆる西鉄バスと共存していくということでございます。そういった考えを持っているところでございます。以上でございます。
議 長	久保議員、時間が迫っておりますので。
久保議員	西鉄バスの話が出ました。確かに福祉バスを西鉄バスに路線化しますと、乗降客が減ると、そういう可能性もありますが、私が言っているのはですね、山麓線あたりの方たちの交通アクセスがたいへん悪いわけでありまして。その辺りの方々を筑紫駅までお送りすると。だからそのパイプなんですね、パイプ。これは山麓線ですね。福祉バスは、私の捉え方は山麓線なんです。 三輪から東小田のほうに行けばですね、県道久光・西小田線、これを通った民間企業によるバス路線化、一番近いのは筑紫駅なんです。筑前町は。 ここに対する路線化というのは避けて通れない、筑前町が活性化していくためには避けて通れない大きな課題です。企画です。 ぜひ前向きに検討していただきたい。 活気ある、元気ある、そして住みやすい筑前町をつくっていかねばならないと思います。最善のご尽力をいただきますようによろしくお願い申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。
議 長	これにて8番 久保大六議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 午後1時30分より再開いたします。 (12 : 8)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13 : 30)
議 長	15番 矢野勉議員
矢野議員	それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。 前回も昼明けてからすぐだったので、たいへん緊張しておりますけど、質問をさせていただきたいと思っております。 私のほうからは通告に書いておりますように、3つの質問について、それぞれこの順番で質問をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。 最初に、防災行政無線の整備について。

	防災無線の現状と課題についてということで、一番最初に書いております防災無線の管理運営の現状について。 現在、三輪地域と夜須地域、それぞれ2つのシステムで運営をされております。 町と行政区の放送がそれぞれ放送をされておりますけれども、町の放送について、まずお尋ねしたいと思います。 いつ、どこで、誰が、どのようにして町の放送をされているのか、2つのシステムがありますので、どういう形でされているのか、お伺いしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 現在の防災行政無線につきましては、旧三輪地区と旧夜須地区、ともにメーカーも異なりますし、実際に設置した時期も異なっております。 一応、こちらの旧夜須地区につきましては、直接こちらのほうで入力というんですか、放送の入力を行っておるんですけれども、旧三輪地区につきましては、電話回線を通じて行っておるという状況でございます。一度入力して、それをこちらのほうに送るということです。以上です。 申し訳ありません。 町全体の分についてはこちらのほうで、本庁のほうでやっておるということです。間違えて申し訳ありません。 それぞれの行政区からの分の説明をいたしまして申し訳ありませんでした。こちらのほうでやっておるということでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	町の放送については、私が理解しておったのは、三輪地域と夜須地域、それぞれ別な人が放送を入れて、それぞれ放送が、2つのシステムだから別々にされていたのかなと思っていたんですけど。 1人の人が、1回言って、それがそれぞれの全戸に放送されているということなんでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	すみません。よく理解しておりません。 町から全体に送る内容、町の放送、こちらのほうは当然本庁のほうで行っておりますけれども、それぞれの行政区で依頼されます放送等については、旧三輪町と旧夜須町のほうでは違っておると、異なっておると。 申し訳ありません。内容について、今調べております。確認を取っておりますので、しばらくお待ちください。
議 長	矢野議員
矢野議員	私が聞いているのは、行政区の放送と町の放送は別々だと思っているんですよ。だから、私が最初に聞いたのは、町の放送をどのような格好で、1人の人が1カ所で、それが全部両方の、夜須地域、三輪地域に同じように、7時なら7時に伝わっているのかどうか。 区の放送は、その後にまた聞こうと思っているんですけど、町の放送はどういう形で放送されているのか。 私が思っていたのは、三輪地域と夜須地域は別々の人が放送をして、流れているのかなというふうに思っていたので、そこは一本でされているのか、どうされているのか、そここのところをはっきり聞きたかったんですが。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	申し訳ありませんでした。 まず、旧三輪地域と夜須地区、それぞれに同じ方が別々に放送内容を入力して、そ

	の上で放送をしておるということで、入力している方は1人なんですけれども、三輪地域と夜須地域それぞれに、メーカーさんなり導入した時期も違うものですから、別々に同じ方が入力するんですけれども、それぞれにその入力した情報を渡して放送されるという状況です。
議 長	矢野議員
矢野議員	要は1人の人が放送をして、2つのテープならテープに吹き込んで、1つは三輪地域、1つは夜須地域にセットして放送をされているということなんですね。 分かりました。 私が一番聞きたいのは、行政区の放送がたいへん故障が多いということで、いろいろな話を聞いたんで、いろいろ環境防災課のほうに行って話はさせていただきました。 要はたいへん古くなって故障しやすいというような話を聞いたので、それやったら早くどうかせないかんのかなというような思いが強くなりまして、特に今度の財政5カ年計画の中に、説明もありましたけど、その中にも防災行政無線の財源は入ってないと。 今こういう時期に、そういう防災無線の故障しやすい物をこのままにしていいいのかというのが、私の一番の疑問なんですね。 デジタル化になるのが30年度からというふうな話を聞きましたけど、本当に30年度まで待っていいのか。どういう状況なのかを、皆さんにぜひ知ってもらいたいと。 町民の方が言われるのは、なぜこんなに故障して聞こえないのかというのがあってですね、町の放送は、それは問題なく聞こえているようなんですけれども、行政無線は何度もなく、前も故障した、また故障した、連絡してもなかなか来られないという状況があったんで、これはどうかせないかんのやないかという思いがあったんです。 その修理を一定直った。直ったけれども、また一時したら故障した。そういうのを繰り返して、私が知り得たのは、三輪地域の区長さん方との懇談会の中での話として、一番最初にあったのは、1つの区から私は話を聞いたんで、1つの区しか上がってないと、町のほうにはですね。 しかし区長さん方から聞くと、10区の区長さんが、うちも故障していると、聞こえないと、声が小さい。それとか1分20秒ぐらいしたら切れるというような状況があったんですね。 その調査をどこまでしたのかよく分からないんですけど、その対応が、例えば私が住んでいる行政区、依井区なんですけど、ここは新しい区長になられて、4月からですね、4月からほとんど聞こえる状況じゃないと。聞こえても小さい声しか聞こえない。1分20秒ぐらいしたら切れる。 そのことを何回でも繰り返したんで、連絡すると、いや言ってますと、役所には言ってますけど、なかなかしてくれない。 それはおかしいんじゃないかということで、依井区の中でも問題になってですね、どうかしようということになって、やっと区長も行かれていろいろ話されたそうです。 その期間があまりにも長くてですね、本当ならば、連絡があったらすぐ対応して、直るということが本来の姿と思っているんですよ。 今度の場合は、何回でも言ったけれども、ならなかった。しかし、町のほうは、1つの区か、2つの区からしか連絡がないと。 実際調べてみると、10区の区長さん方がほとんどなかなか聞こえないと。声が小さい、1分20秒ぐらいで切れるというのを、どこの区長さんでも言われるわけですね。 他の区長に聞くと、有線放送を使っている行政区があるわけですね。そこはもう全然問題ないわけですよ。

	無線を使っているところはほとんど問題があるんじゃないかというような状況なので、その後対応してもらって、それぞれ個別に対応してもらったら、ほとんど解決したという区長さん方からの話を聞きました。 それならばなぜ、もっと早く対応ができないのか、やっと10件あったから、それぞれ個別に対応されたということは分かりました。 しかし、現在がまたどういう状況、私は確認していませんけど、依井区の場合は昨日放送があって、その途中あまりなかったので分からなかったんですけど、昨日はちゃんと聞こえたので、問題ないというふうに思っています。 19年も三輪のほうは経っているので、不都合が生じたのかなと思っていますけれども、本来どういう原因があってこれだけ延びてきたのか、修理が延びてきたのか、その辺のところを説明していただきたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今、議員がご指摘のように、障害等を含めてかなりのトラブル、障害が発生しておる状況でございます。 今具体的に申されましたように、各行政区におきましては、定時放送の分と、それから行政区放送の分がございますけれども、こちらの質問書の1番と2番が、中身が一緒というか、関連してご説明しないと分かりにくいと思いますので、まず、先ほど言われておりました行政区の放送の現状及び対応ということでございますけれども、行政区内の放送につきましては、町からの放送に加えて行政区からのそれぞれの放送、こちらのほうをしていただくことによって、まず、防災無線自体の点検を兼ねているということも含まれておると。 つまり流れているか、流れてないかということで、実際にそのような行政無線の点検が、すでにその中に含まれているということでございます。 さらに町からの放送とそれぞれの区の放送ということで、いろいろな情報がこの防災行政無線を通じて情報が発信されておるわけですが、例えば、ある問い合わせといたしましては、町の放送はよく聞こえるんだけれども、区内放送は町の放送よりも音が小さいとか。 対応といたしましては、町の放送と全く同じ音量での放送ができないために、音量がどうしても同じ音量でしてしまうとかぶってしまうということで、音量が、それぞれの行政区単位を絞った場合は、音量が若干落ちるケースが出てきます。 したがって、そういった場合、町の放送と全く同じ音量での放送ができないために、その旨を説明して、町の放送も区の放送も聞き取りやすい音量での、つまり元々での、それぞれの戸別にある分の設定を、ちょっと大きめに上げてもらうことによって、音量を同じように調整していくとか、そのような対応をそれぞれの設置のときをお願いしていると、戸別をお願いしていると。 また、放送が全く聞こえないと。 対応といたしましては、受信機の点検修理の後に、改善しない場合は、今ご指摘のように、業者の訪問により設置場所を変えたり、それから屋外アンテナの設置などをする対応をしておるところです。 また、区長さんから、放送は録音したけれども、放送されないとか。 こういった場合、対応といたしまして、区内放送のシステム、パソコン自体が固まっているというんですか、フリーズしているという、こういう状況が考えられますので、本庁にございます無線室でシステムの状況を確認の上で、業者と連絡を取って復旧作業を行うと、そういった対応をしておるという状況で、まだたくさんの種類の障害が発生し、それぞれに対応しておるというのが現状でございます。 一応23年度中にその修理とかかった修繕料につきましては、576千円ほどかか

	っておるという状況でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	区の放送についてなんですけど、区の放送は、どんなふうにされているのか、ちょっと知りたいのは。 例えば7時に町の放送があって、7時11分から7時49分までやったらいいという話ですので、その間に放送をすれば、直接その時間に、今すればそこに各行政区に聞こえるのか、録音をして、7時10分なら10分にセットして、7時10分に一斉に行政区の皆さん方に聞こえるようにするのか、そのどちらなんでしょう。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	申し訳ございません。 詳しい録音等を、ちょっとまだ現時点で分かりませんので、調査して後で詳しい報告をさせていただきたいと思います。
議 長	矢野議員
矢野議員	今、いろいろ点検をされて修繕をされたという、いろいろな流れを言われましたけど。 先ほど言ったように、長い時間ですね、ほったらかしじゃないでしょうけど、検討されて対応されたんでしょうけど、私は、なぜそのときに直らなかったのかなと思っているんですよ。 現場に行かれて対応して、大丈夫ですよということで、再度また故障したという繰り返し、なぜそうなったのか、不思議でならないんですね。 私は先ほど言ったように依井区に住んでいるんですけど、新しい区長さんになってから、放送が立派に聞こえたことがなかったんですよ。 初めて区長会とちょっと話をしたときに、そういう話でしたので、それから一時してから直ったんですね。なぜ、その間の処理をどうされたのか。 どうしても区の放送をしたいときに、されないときにはどうするかということで聞いたら、町のほうに言ってもらえれば、原稿を送ってもらえれば、それは必ず放送しますということで、町のほうから大分流れました。立派に聞こえました、それは。 それは緊急の場合、どうしてもだめじゃないですか、そういうことをしておつても。それを繰り返してもだめですから、早くそれを修理になぜできなかったのか、私はそこが不思議なんですよ。 ちゃんと対応されたので、問題は今はないんでいいんですけど、今後の問題として、もうすぐ対応してもらわないと、たいへん問題が大きくなりますので、ぜひその点は間違いなく対応をしていただくようにですね、お願いしたいと思っています。 他の行政区も、現在のところは問題ないんですかね、再度お尋ねしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、各行政区でそれぞれ、たまにそのような障害が起きたという報告があるんですけども、今、議員が申されましたように、そのときに直ったら直ったで、原因を最後まで追及して、その上で今後に活かせる原因の追及の仕方、そういったものを、今後精度を高めていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。以上です。 今現時点では問題ない状況でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。 今後対応を早急にさせていただいて、行政区のほうの区長さん方、たいへん問題ないようにですね、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

	続きまして、今後の整備計画について、お尋ねしたいと思います。 先ほど言ったように、財政5カ年計画の中に入ってない。これは、25年から29年、4年間の財政計画だから、30年に計画されておるかちょっと分かりませんが、いつするかというのを決めなかったのは、なぜ決められなかったのか、その辺をお尋ねしたい。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 実施時期につきましては、昨年、平成23年度において、統一システムの調査研究が、委託で行われております。その結果を受けて、統合方針の策定中でございます。 ということで、現在のところ未定ということでございます。 また、財源については、多額の費用を要することが確実であり、総合方針策定と併せて、より優位な補助金とか地方債等の十分アンテナを張って、政策会議等でお諮りしながら協議、検討をしていくということで、今のところその調査結果を分析して、中長期的に検討しているという状況でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	29年度までの財政計画でありますので、できればですね、30年にされるのかちょっと分かりませんが、今の計画から行くと、これはもう30年度からデジタル化をしなければいけないという、国のほうで決まっているわけですね。 だから、いつするかというのは、29年度までにしなければいけないということになっていると思うんですね。 消防の関係は28年度からスタートだということを聞いてたんで、普通の自治体については30年度という話を聞いていました。 そこまでするということであれば、29年度まで必ず、本来上げないかんのですけれども、上がってない。 だからああいう説明になったと思うんですね、上げてないという説明があったと思います。それはもう理解できます。 しかし、今の段階で、いつ頃するというのは、ということであれば、28年か29年にするということだと思うんですね。 ただ、なぜあのときに、28年、29年、これだけの額があるというぐらいいはですね、やっぱり説明すべきじゃないかなと思うんですね。 多額な額があるというふうに言われましたので、その額が、どの程度の額を、今示されているのか、どういう方法を今検討されているのか、それをお尋ねしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 それと先ほど区内放送の件で、一応内容等報告をさせていただきます。 大元のシステムに録音した音、つまりあるどこかの区が、録音の、区長さんが放送の吹き込みをされます。 その音がダイレクトに流れるのではなくて、その音が2、3分後に、流れるときに、次の方が予約を入れようと思って、放送のお願いをしても、ここはできないということで、これが終わるまで待たなければならないということで、1つの区が録音放送をしている間は、他の区の録音放送はできないということで、非常に各行政区の区長さんにはご迷惑がかかっているという現状ではございます。 それから、財源等で、システムの調査研究の結果ということでございます。 大体大まかに試算でされているのは、8億程度かかるんじゃないかということが出ておるようでございます。以上でございます。

議 長	矢野議員
矢野議員	システムがいくつか提案されていると思っておりますけど、いろんなやり方があると思うんですよ。 この問題は、私もいろいろ調べたんですけど、この前の合併の検証ということで、八女市長のほうから講演の話を聞いたときに、FM放送を使った防災行政無線、行政無線じゃないでしょうけど、FM放送を使ったネットワークで、各連絡すると。 話を聞きよったら、2億5千ぐらいかかると。あといろいろ諸々の管理費が、毎年5千万ぐらいかかるという話でした。 それはちょっとやっぱりうちには合わないのかなという、防災行政無線としてはだめなのかなと。ただ、一斉放送で、FM放送を聞いておっても、緊急にそこに、行政から言ったものがすべて緊急で入っていくと。 だから、その放送はすべて聞こえると、聞けるという話は聞きました。 いろんな方法、システムがあると思っています。 金額が8億円というものすごい金額ですね。その8億円、言われたように、やはり財源がなければなかなかできないんですよ。 合併特例債が5年延長になったということで良かったんですけど、そういうものを使うと、あとは補助金ということになると思っていますけど、補助金が現在ないのかどうか知りませんが、そういうことを視野に入れながら、28、29年頃にやろうという気持ちがあるのかどうか、そこ辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 防災無線は極めて重要な施設だと認識しております。 と同時に、ここまでですね、例えば隣接の朝倉、筑紫地区等々について、各戸まで配線しているところはございません。どこでも防災と言えば防災サイレン、外部のスピーカー等が一般的でございます。 しかしながら、うちはそれをなおかつコミュニティにも活用していこうというような方針でございますので、より手厚くなるし経費もかかるということでございます。 ネックになっているものがもちろん経費でございますけれども。 先ほど議員が申されましたように、補助金プラス合併債等々が活用できれば、非常に財源的にはやりやすいということでございます。 できるだけ財政をですね、緊縮財政、起債等の発行額を抑えながらまちづくりを推進していこうということで進めております。 しかしながら実施計画、基本計画には入っておりませんけれども、緊急時には当然ですね、これは財源等が確保できれば、その以前の年度に組み込むことは必要だと考えております。 したがって、そういった補助事業等を十分研究していくという方向性を、町としては持ちたいと、そのように考えます。 したがって、今、特に国のほうがですね、防災対策に非常にお金を使うというような情報が対策たくさん流れております。 そういったところにしっかりアンテナを立ててですね、事業等について研究をしていきたいと、そのように考えます。
議 長	矢野議員
矢野議員	財源は当然、今、町長言われたとおりだと思っています。そういうのを活用しながら、やっぱりするというのは当然だと思っていますので、災害の関係は、特に今、国のほうが予算等はつけやすくなっているんじゃないかなというふうに思っています

	ので。 私が一番ここで言いたいのは、29年度までの財政計画の中に、本来ならばですね、やはり8億円かかるとすれば、4億円、4億円、28、29に入れるとか、そうしないと、あの財政計画の中に入っている最後の年度については、普通建設はほとんど入ってないんですね。 そういう状況、私もちょっと全協の中で、その質問だけちょっとさせていただいたんですけど。 やはりそういうものを入れて、初めて5カ年の財政計画になるんじゃないかなと思っていますので、そういうのを含めてですね、できれば24年度中に、いつ頃やるという明確なことを出していただきたいと思っていますけど、いかがでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 24年度にですね、国のほうがかなり防災関係のいろんな施策を提示すると思われる。その中で、24年度の中で検討をしていくと、そのような方向性で考えさせていただきたいと。 25年度すぐ発表できるということではございませんで、24年度で25年の予算をしっかりと調査させていただくと、そのような考え方で臨みたいと思います。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	分かりました。以上で、防災行政無線の話は終わりたいと思います。 続きまして、窓口サービスについてということで、1番のアンケート調査の実施時期及び結果はどうだったのかということで、調査はいつ、どのような内容で、アンケートの内容で、どのような結果だったのか、お願いしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 窓口アンケートでございますけれども、平成23年度におきまして、8月のですね、1カ月間各課の窓口でアンケート調査を実施したところでございます。 アンケートの主な内容と結果でございますけれども、項目の一番目としては、来庁されました本人について、性別、年齢層、町内居住、町外居住、来庁された要件でお伺いをしたところでございます。 その中で、町内にお住まいの方137名、町外にお住まいの方35名、合計172名の方がアンケートにご協力をいただいたところでございます。 これが一番最初の項目でございますが、次からの項目につきましては、「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」という、この4段階での評価をお願いいたしました。 2番目の項目でございますが、ご利用になった窓口職員の対応で、あいさつ、言葉遣い、説明、身だしなみ、このことについてお伺いをしたわけでございますが。 あいさつ、言葉遣い、説明で、「やや満足」、「満足」が85%以上でございました。身だしなみが78%でございました。 「普通」まで加えますと、全項目とも95%を上回り、高い評価をいただいたというふうに認識をしておるところでございます。 次に、3番目の項目でございますが、これにつきましては、役場全体の雰囲気、評価では、窓口案内表示の分かりやすさと全体評価というのを求めています。 ここでは窓口案内表示の分かりやすさが、「満足」、「やや満足」で70%、「普通」を加えて90%でございました。 全体評価では「やや満足」、「満足」は少し落ちて66%、普通を加えても

	84%と、他に項目よりも若干低くなっております。 それぞれの項目に、「やや不満」、「不満」の場合、その理由を回答していただくようにしておりました。 職員の対応について、「やや不満」、「不満」の回答の理由の中には、「声が小さい」、「聞き取りにくい」、「専門用語を多く使っている」、「話すスピードが速い」などのご指摘が、ごく少数でございますけれども、そういうことを頂いておるところでございます。 また、役場全体の雰囲気評価につきましては、「案内表示や窓口が分かりにくい」、「照明が暗い」などのご指摘を頂いたところでございます。 以上が、アンケートの結果でございますが、この結果については、ホームページの10月、11月、12月、3カ月間に掲載をして公表したところでございます。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	調査内容については分かりました。結果についてもたいへんいい結果が出ているようで、良かったなというふうに思っています。 ただ、私、公開をされてないのかなと思っていたんですけども、ホームページで3カ月間出されたというのはたいへんいいことだと思っています。 1つだけ、なぜこれをされなかったのかというのは、職場ごとの評価ですね。 例えば住民課なら住民課、税務課、それぞれの窓口がありますけど、その窓口ごとの調査、その集計はされなかったんでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 それぞれ職場ごとですべて集計をして、庁議で示して内容まで知らせて改善策をやっていたということでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	ということは、そのアンケートの各課ごとの結果も出ているわけですね、それは公表されなかった。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 全体の結果だけで、各課ごとについては公表いたしておりません。
議 長	矢野議員
矢野議員	できれば、後でもいいんですけど、各課ごとの評価がどの程度になっていたのか、ぜひ知りたいと思っています。 それぞれの課の特徴があると思うんですよ。それぞれの意見もあったということでしょうから、総体的に言うと、そんなに変わらないという状況なんじゃないでしょうか。 後で内容については、書面で報告願いたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 いくつか持って来ておったんですけど、全部は持って来ておりませんけれども、大体ほぼ変わらないような状況でございますが。 特に1課については、非常に課のムードとかですね、個人的に知り合いの方が書かれているので、個人的なことがいっぱい入っているところもございましてですね、もちろん評価は高い評価でございましたけれども、そういうことで、それぞれについては、全部集約をしておるところでございます。 それと、今回の窓口アンケートで、例えば3階にあります財政課とかですね、業者の方の出入りのところだけについては、もうお願いしますと言っても、「もう書かん」

	ということで、全くないところもあります。 そういうふうには、住民ということじゃなくて、書類を持って来ただけだからとか、そういうことで、ない職場もございます。 だから、そこ辺が反映して、172名ぐらいのアンケートの結果だったと思いますけれども、そういう内容になっております。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	そうですね、1カ月間されて172じゃ、ちょっと少ないなというふうに思っていたのでですね、できればもっと調査アンケートに書いてもらったが良かったんじゃないかなと。 調査するときにもっとPRをするとか、ぜひお願いをしたいとか、そういうものでもっと多くの方の評価をしていただいたが良かったんじゃないかなと思っています。 この結果を見て、どう評価し、今後どう改善するのかということなんですけど。 やはり一番、前もこの問題で話したんですけど、やはり笑顔とあいさつでも最初のインパクトでころっと変わってしまうんですね。 これがなくなるとだめなんで、やはり今度の不祥事があって、いろんな問題がいろいろまた出てくるとは思いますが、やはり窓口の中での接遇ですね、本当それが住民の皆さん方の信頼を勝ち得るにおいても、たいへん大きなものと思っています。 これをどのように評価して、今後どのようにこの窓口サービスを向上させていくのか、その辺の見解を述べていただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほど結果報告を申し上げましたけれども、職員の窓口対応については高い評価を頂いているところでございますけれども。 やっぱり数件、「声が小さい」とか「聞き取りにくい」、「専門用語を多く使っている」等のご意見がございますので、当然先ほど申し上げたように、各課ごとに集計しておりますので、それぞれ諸課長が内容を全部理解しておるわけでございます。そういう中では、各課のミーティングでですね、きっちりこのことを改善をしていこうということでやっておりますが。 特に今はですね、朝のミーティング等で、朝のあいさつの訓練とかですね、1分間スピーチで声を大きく出す訓練とか、様々に今ミーティングをやっておるところでございます。 特に、今、議員も申されましたように、今回の不祥事もございました。 必ずですね、毎朝やっているところもありますけれども、最低でも毎週1回はミーティングをして、いろんなことの情報伝達、あいさつ、訓練、いろんなことをやっていきましょうということを、今実施をしておるところでございます。 それともう1件、役場全体の雰囲気の中で、案内表示や窓口が分かりにくい、あるいは照明が暗いということがございましたけれども。 特に昨年から、庁舎でですね、節電に取り組んでおりました。夏はですね。 その関係で、やはり雨降り曇りの日がですね、ちょっと暗いときがあったんじゃないかなということで、その辺については、少しこまめな電気の点けたり、消したりというのを心がけていこうということは、昨年もですね、お互い確認を合ったところでございます。 それと窓口カウンター等についてもですね、やはり必要であればローカウンターに変えたりとか、機構が終わったときにはきちっと案内表示板をやり直すとか、そういうところについては当然着目をしながら、今後も改善をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議 長	矢野議員
矢野議員	せっかく 1 回 2 3 年度されたので、2 4 年度もぜひ 1 回はやっていただきたいと思っています。 そのためには、当然、こういうことでアンケート調査をやりますよ、そして、私は 1 カ月じゃなくてもいいと思っているんですけどね。 必ずアンケートを書いていただくような流れでやっていただいて、本当に今の現状がどうなのかというのを、やはりちょうど 1 年経っているんですね。2 3 年 8 月に 1 カ月間されたということです。 できれば継続してやらないと、1 回やって、結果が良かったので、これで OK ですよということじゃなくて、やはりその改善策を、今ちょっと言われましたけど、もっと、例えば住民サービス、窓口サービスの向上委員会とかというのを作って、さらに進めていくとか、そういうものがやはり必要じゃないかなと思っているんですよ。 私は、行政は最大のサービス産業というふうに言われております。ある人は私にこう言いました。 役場であまり金をかけなくて、一番住民が喜んでもらえるのは何なのか。これは、窓口サービス、住民サービスなんだと。いかに職員がサービスできるかという、その 1 つにかかっているわけですね。 それによって大きく住民の信頼が勝ち得るんじゃないかなというふうに思えるんで、ぜひその点はですね、委員会を必ず作れとは言いませんけど、そういう気持ちを持ってぜひやっていただかないと、また元に戻ってしまうというような状況になると困るので、ぜひその点を回答願いたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 方針としては、隔年実施というぐらいで考えておったんですけれども、ぜひ 2 4 年度もやれということでございます。これは、少し検討させていただきたいと思います。 もちろん今、議員言われるようにですね、毎年きちっとして、やっぱり職員にきちっと返すということは必要だと思いますので、そこについては少し研究させていただきたいと思います。 それから、アンケートもですね、各課ともぜひご協力をお願いしますと、書いてもらっては、進めてはおるようです。 しかし、「もういいよ」ということで、にこっと笑われて帰られたとかですね、そういうところも多々あるようでございます。 おそらくそういう方については、結果は良かったんじゃないかなと思います。にこっと笑われて帰る方については、 そういうことも思っておりますので、2 4 年度、ちょっと今回がございましたので、そのことも考えておりました。 本来の方針は隔年実施で考えておりましたので、十分検討させていただきたいと思います。
議 長	矢野議員
矢野議員	よろしくお願ひしたいと思います。 次に、空き家等の対策について、質問をさせていただきたいと思います。 管理不全な空き家等に対する行政の対応について、であります。 空き家が最近全国的に大きな問題になってきております。 総務省の調査によると、全国の空き家は、2 0 0 8 年時点で 7 5 7 万戸に上がっていると。この 1 0 年間で 1 8 0 万戸の増加になったというふうに言われております。 特に、この 2 0 年間だと倍増しているというような状況であります。本町において

	も例外ではなく、年々空き家等が増加の状況にあります。 こうした空き家等は、防犯上の問題だけでなく放火の対象にもなりやすく、倒壊による危険とともに隣り合わせであります。 また、空地に樹木や竹等が生い茂り、敷地の境界を超えることなど、周囲の生活環境を悪化することが懸念されております。結果として、地域住民の安心・安全に不安をもたらすことになります。 本町の空き家の件数と荒れた空き地、特にこれは苦情があったところがいいと思います。苦情の件数の現状はどうなっているのか、お知らせ願いたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町ですね、管理不全な空き家ということを対象にしてお答えさせていただきたいんですが。 管理不全な空き家の実態調査というのは、実際行っておりません。しかし、総務省が5年ごとに実施する住宅統計調査での直近のデータですけれども、平成20年調査によれば、町内の空き家総数は650戸、全住宅戸数9,800戸のうちの6.6%を占めております。 また、町内の空き家住宅650戸のうち、賃貸とか売却の予定がなくて、かつ別荘などの二次的な利用がなされる予定のないもの。いわゆる全世帯いらっしゃらないとか通勤とか入院のために、居住世帯が長期にわたって不在の住宅でございますけれども、それとか建て替え等で取り壊す予定になっておる住宅、これが430戸でございます。全戸数の9,800戸のうちの4.4%が存在しておるという状況でございます。 空地等の不完全な状況の管理については、うちのほうでは掌握しておりませんので、以上、お答え申し上げます。
議 長	矢野議員
矢野議員	空地については、環境防災課のほうは、苦情が結構来ていると思うんですよ。空地の草とか木とか、竹が生い茂って隣に迷惑かけているという、そういう苦情の件数というのはどの程度あるんでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 草とか木とか、隣の敷地とかいろんなところに迷惑がかかって、苦情に結びついたという、その項目ごとの分類はしておりませんが、大体環境防災課の特に環境課のほうでの苦情というのは、大体300件前後程度が、毎年苦情が出ているという状況でございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	苦情の件数が300件程度ということですが、これは、年々どんどん増加している傾向なんですか、少なくなっているんでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	ここ数年は、若干減っている状況にあるということでございます。 一応、環境防災課としましては、廃棄物等の散乱防止や地域の環境美化の推進を目的として、筑前町の環境美化推進条例、これは合併のときに制定されているわけでございますけれども、実際の話、私有財産の介入ではありますけれども、環境美化施策の円滑な実施を図るために、町民とまた事業者、及び所有者等に対して、定期的な所有地の管理の依頼文書の送付、それから、もし草を刈りたいんだけど、誰に頼んでいいかわからんと、自分ではしきらんからという方に対しては、直接整備が困難な場合に、筑前町のシルバー人材センター等への委託の紹介、こういったものを行って

	対応しているという状況でございます。以上です。
議 長	矢野議員
矢野議員	私が住んでいる隣組の中にお墓があって、その周辺がものすごく荒れてですね、隣組の男だけで集まって、この頃刈り取りをしました。男が５人ぐらいしかなくて大変なんです。 これを行政区に言っても、行政区はまた他にたくさんそういう管理するところを持ってあって、なかなかできないんで、どうかしてくれという話になって、我々は３日ぐらいかけて刈りました。 しかし、その処分は、そのまま置いたほうが草が生えなくていいんじゃないかなと思ってはいたんですけど、とてもまた生い茂ってですね、とても手をつけられないような状況になってしまって、果たしてこれは我々でできるのかなという、今、気がしているんですよ。 それは、そういう状況があるということだけで、それをどうのこうのとは私は言いませんけど、要は、空き家とかそういうものが、たいへんある。それを今後、行政としてどう対応しなければいけないのか。各行政でたいへん困っているんですね。 いろんな市町村においては条例を制定をされて、処理をしていると、空き家対策、それから空地の問題も。 ちょうど今年の３月に朝倉市がこの条例を制定されました。特に、これは甘木町の中でちょうど崩壊をして、人的被害はなかったんですけど、道に壁が落ちてきたという状況で、もう早急にしなきゃいかんということで条例を制定された。全国で大体３１カ所ぐらいこの条例が作られたということなんですけど。 やはりここの筑前町においても、そういう状況に徐々に近づいているんじゃないかなという気がしています。 条例をできれば作っていただきたい、そういう問題が起こる前に町の条例を作って、やはり住民の方に周知なり、外部に対しての、筑前町はこういう条例を作ってやっていますよと、いうことを内外に知らせる必要があるんじゃないか。 いろいろ調べてみますと、法律に代執行とか、そういう問題についてはいろんな処理ができるということを書いてあります。 しかしこの問題についてはですね、やはりはっきりした基準が載っていないんですね、法では。だから各市町村において決めないと、できないということで、３１団体が作ったという状況です。 代執行をされて金も入らないというところもあって、それは町の金で処理するということもありますけど、そこまでは私は言いませんけど、それなりの処理がですね、対応ができるような状況をつくるには、町に条例を作らないとだめと思っています。 それをぜひですね、この条例を作っていただきたいと思っていますけど、いかがでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 空き家があるからと言って問題ではなくて、管理が不十分なことが問題なんです。 今、矢野議員からも数字のお示しがございましたけれども、平成２４年の４月１日現在で、大震災がありました岩手県それから宮城県、それから福島県、それとこれらの県内の市町村の１３３市町村なんですけれども、これを除いて４月１日現在で、全国で５４以上の地方公共団体が、県内で既存空き家に対する条例を、制定しております。 県内では、豊前市、宗像市それから糸島市、朝倉市、須恵町です。４市１町が空き

	家等の適正管理に関する条例を制定して、施行いたしておるところでございます、今お話がありましたように、既定の法規と切り離してですね、住宅の施策として取り組んでいる自治体が増えておるといことも承知をしておるところでございます。 条例の制定ということでご質問をいただいたわけですが、本町に隣接しております朝倉市が、空き家管理についても、県内でも先進的な取り組みを行っておりますので、本町においても朝倉市や他の市町等の事例を分析して、土地、建物、その他の建築物の管理を含む町の環境美化づくり施策を定めております環境美化推進条例との整合性も検討しながら、本町の実情に即した施策に繋がられるような、調査研究の必要性は十分認識しておるところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	検討をして、条例の制定に向けて努力するということなんでしょうか。 目標はいつ頃に条例制定を考えてあるんでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	今、議員の発言の中にもありましたように、最終的に代執行までできるような状況がなからんと、朝倉市においては勧告ができる、それから命令、そしてもし従わなければ名前の公表ができるということまで定めております。勧告まで定めていないようでございます。 なかなか名前の公表もですね、所有者が壊れる寸前の分で、誰が相続人になっておるかというところまでありますですね、なかなかできないというような状況もございます。そういうふうな話を朝倉市のほうからも伺っておるわけでございます。 先ほど申し上げましたような形でですね、今、環境美化推進条例もございますので、これとの整合性も図りながら、十分本町の実情に合ったような形でですね、施策になるような形で検討をさせていただきたいと、現在そういうふうにご考えておるところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	なかなか代執行をしてお金が入らないという市町村もあったということは、いろいろ載っておりますけど。 そういうことがあると大変なことになりますので、差し押さえしても、今言われたように、相続が分からないとか、もうどうしようもない土地があるということは十分分かっておりますので、なかなか難しいでしょうけど、どこまでその条例に書き込むかというのがあるんでしょうけど、やはりこの条例があったら、町民の人たちは安心するんですよ。 行政がある程度の対応をしてくれるんだという、その部分の条例の中身の問題もあるでしょうけど、そういうものも安心として出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ近いうちにですね、これについての条例の制定をお願いをしたいなというふうに思っています。 逆に言わせると、町長から言わせると、議会でも作ってもいいんじゃないかという、議会提案で作れという話もあるかも分からないでしょうけれども、やはり将来的にはそういうことも可能性としてはあるかもしれないと思いますけど、前向きに十分検討していただいて、この問題については、やはり住民の方、この問題は、私はなぜ上げたかという、去年の23年の10月だったと思いますけど、老人クラブとの懇談会があったんですけれども、この席で出たんですね。 空地、空き家の問題、どう対応するのか、町としてどうか対応してほしいと、何らかの対策を講じながらやっているということ、やはり行政としてはすべきじゃないかなと思っていますので、その点、もう回答は要りませんが、ぜひ、要は前向きに、ぜひ検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしてお

	きます。以上で質問を終わります。
議 長	これにて１５番 矢野勉議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 ２時４０分より再開いたします。 （１４：２７）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：４０）
議 長	９番 一木哲美議員
一木議員	通告に基づきまして、３点質問をさせていただきますけれども、議長のほうへご了解をいただきまして、各テーブルの上に１部ずつでございますけれども、写真のプリントを用意させていただいております。 まず質問に入らせていただきます前に、前回６月議会におきまして、質問等をお願いをさせていただきました。 １点は道路の問題でございますけれども、県道三箇山・山隈線ということで、三並校区地内でございますけれども、三並のほうから夜須高原のほうへ上っていく源次郎広場のもう少し上へ昇りますと、九電の鉄塔の工事等が以前あっておりました。このもう少し上のほうでございます。 下りの車線の道路側の片方がたいへん傷んでおりました。路肩が壊れそうな感じですね、かなり傷みがございましたけれども、こちらのほうも修理をいただいております。 それからもう１点は、筑紫野・三輪線の曾根田川の橋の前後でございます。こちらのほうも極めて大きいくぼみがございました。また、道路の橋の先の中央部分も傷んでおりましたし、また、縁石がかなり低くなっているということ等をお願いをさせていただきました。 町長、副町長、また建設課の担当課長、皆様方、朝倉県土整備事務所等へお願いをしていただきまして、きれいに今申し上げました道路関係整備をいただきましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。 三並小学校の子どもたちの通学の歩道の横ということ等もございましたし、おかげさまで随分と安心して通学もできるようになったかというふうに感じているところでございます。 それでは、早速、まず初めの町営住宅、公営住宅の篠隈保育所跡地建設についてということで、質問をさせていただきます。 プリント写真の裏表プリントさせてもらっていますけれども、片面の一番右の下のほうにですね、現在の町営住宅篠隈団地の建設計画地ということで、このような状況になっているということですね。お目を通していただければということでございます。 このたびの９月１１日の定例議会におきまして、一般会計の補正予算ということで提案を受けているところでございます。全体的には増額の予算ということでございますけれども、私が質問させていただきます町営住宅の建設につきましては、国庫補助金の減額に伴うということで、工事の状況等が変わるということで説明を受けたところでございます。 全体の予算は３５３，３５７千円ということで計上されてございましたけれども、今回は先ほど申しましたように、国庫補助金の関連で減額が１３４，１７０千円ということで説明を受けたところでございます。

	内容等につきましては、それなりにですね、私も理解ができたところでございますけれども、何分この議会の前の一般質問の受付をいただきましたおりに、今申しましたような内容等の説明はまだ受けておりませんでしたし、通告を前もってさせていただきまして、通告に基づきまして、質問等をさせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思います。 元々この町営住宅につきましては、平成２３年度に建設をしようというふうな計画でございました。ところが、昨年３月１１日の東日本大震災等々の影響等がございまして、国の補助金等が非常に難しくなったということで、この件につきましても、どういうふうに進んでいるのかなということで、２４年、今年の３月の定例議会のおりに質問をさせていただいたところでございます。 そのときの都市計画課長のご答弁によりますと、国からの社会資本整備総合交付金が約４５％と公営住宅建設事業債約５５％で賄うというふうなことで、２４年度に篠隈団地の建て替えを第１期工事といたしまして、２１戸を建設をするというふうな説明を受けました。 その後の翌年には篠隈団地の解体工事、その後３年後に篠隈団地の第２期工事２１戸建設と、それから４年度に東小田団地の建て替え工事２１戸ということで説明を受けておったところでございます。 この質問を上げさせていただきましたのは、先ほどお手元のプリント写真の、こういうふうな状況を目の当たりにいたしまして、建設が具体的にですね、工程等がどういうふうに進んでいくのかなと、非常に心配、不安がよぎったわけでございます。 ２４年度に建設をされるというふうなことでありましたけれども、果たして、今年ももう半年、４月以降ですね、もう半年が過ぎようかという状況の中で、２４年度内に果たして建設ができるのかなということを感じましたので、この質問を上げさせていただいたところでございます。 そこで、この前、篠隈保育所跡地は、その当時は極めて管理等も行き届いておりましたので、このような状況ではございませんでしたけれども。 この建設予定地、それから近所に対しましてもですね、環境がいくらか損なわれてきているんじゃないかな、という感じも見受けるわけでございます。 今、町営住宅を利用なされる方におかれましてはですね、１年でも、１日も早く建設、または入居をということで希望されるわけでございますけれども。 そこでお尋ねいたしたいと思います。 第１期工事は２４年度に建設計画とのことでしたが、今申しましたように全く手つかずの状態であり、たいへん気になっているということで、着工と完成の日程についてということで説明を求めたいと思います。 議会の中でも説明は概ね受けたところでございますけれども、改めて説明を求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 諸般の事情で、今、議員が縷々述べられたような理由で、２４年度、２５年度の継続事業として改めて取り組まさせていただくということで、今議会に補正予算を計上させていただいておるところでございます。 補正予算が通ってからということではございますけれども、その後には工事契約に係る諸準備を進めてまいりまして、今予定しておりますのは平成２４年の１１月から平成２５年の６月までの工期で篠隈団地建設第１期工事、２１戸分を取りかかりたいということで考えておるところでございます。以上です。
議 長	一木議員

一木議員	2年間にまたぐということで、11月から工事に着工されて、25年の6月には完成予定ということで、ひとつ遅れないようにご努力をお願いしたいと思いますけれども。 先にちょっとお尋ねしたいと思っていましたのが後になりましたけれども、先ほど前回の課長の答弁の中で、国からの社会資本整備総合交付金約45%というふうなことでございました。 この45%というのは、変わりはないのかということをですね、先にお尋ねしたいと思っていましたけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 その内容で申請をいたしておるところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	分かりました。 国の補助金ということでですね、国庫補助金を、この計画の中にはあてがってということでございますので、少なくなったりしないようにということをですね、またしっかり取り組みをいただきながら計画通りですね、2年にまたがりますけれども、工事が進みますようにということで、よろしく願いいたします。 続きましてお尋ねしたいのが、篠隈団地の、この建て替え21戸の計画ということでございますけれども、入居者の選考ということで、希望は、他のほうの町営住宅の方々も入居したいという方もおられるかと思われますけれども、どのようにお考えなのか、入居者選考ということについての見解を求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 公営住宅につきましては、公募の原則というのが法定されております。 また、筑前町町営住宅管理条例には、その公募の原則に基づきまして、入居者の募集の方法等も記載をいたしております。 また、公営住宅管理条例の第4条第5号に公募の例外規定といたしまして、町長が公営住宅建て替え事業による公営住宅の除却の場合は、公募を行わず町営住宅に入居させることができると、明記がなされております。 町では今前述いたしましたように、公営住宅法それから町営住宅の管理条例、それぞれの規定に基づきまして、今回の建て替え事業に伴う入居者につきましては、公募を行うことなく、現在の篠隈団地の入居者、現在19世帯ございますけれども、に優先して引き続き入居いただくということで計画をいたしております。 今度第1期が21戸でございますので、現在の入居者19戸の残り2戸につきましては、松延、東小田、福島各団地の入居者に再度希望を取りまして、各団地から篠隈団地へ先に入居したいという方がいらっしゃいましたら、その方を転居させるという手法を取りたいと考えております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	ただ今説明を受けましたので分かりました。 2期工事の計画等もございますので、篠隈団地、今現在利用、入居者の方たちかですね、困られないようにというふうな、そういった御配慮等も含めてですね、計画を進められてはということで、よろしいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。 質問を進めさせていただきます。 今後、今、質問をさせていただいています篠隈団地の建て替え1期、2期、その後は東小田団地の建て替えということで、先に示していただきました計画では、すべて

	63戸が建ち上がるのが4年後ということであったと思います。 国の国庫補助金等の絡み等がございますので、その辺りがですね、今年から建設に入りまして、4年後ということにはいかないのかなというふうに見受けるわけでございますけれども。 今申しました63戸がすべて建設がですね、完了する見込みというのは何年度ほどになるのかなということで、その辺りについてのお考えを求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	24年の3月議会のおりにお答えしておった内容ですけれども、重複するかもしれませんが、初年度に篠隈団地の第1期工事21戸ということで、2年目が篠隈団地の解体工事24戸、それから3年目が篠隈団地の第2期工事21戸、4年目が東小田団地建設工事21戸ということでお答えをさせていただいたと思います。 それから、3月11日の大震災等もございまして、今後のことは、はっきりしたことは分からない部分もございまして、今後社会情勢の変動によりまして、事業料及び事業内容の精査並びに事業年度の見直し等措置が必要な場合が生じるかもしれませんが、現在、建て替え計画は5カ年時ということで考えております。 先ほど答弁させていただきましたように、初年次、平成24年の11から平成25年の6月までで篠隈団地の第1期工事21戸を計画いたしております。 それから、それに引き続きまして、25年の9月から篠隈団地の解体工事24戸を計画する予定にしております。 それから、その後につきましては、ちょっと不確定要素もあるんですが、26年の4月以降に篠隈団地の第2期工事に入りたいということで考えておまして、その3年次目が不確定要素がございますので、東小田団地がいつになるかということの、明確なお答えができないことが申し訳ないんですけれども。 引き続きまして、4年次目に東小田団地建設工事21戸、計63戸を建設したいと、そういう計画で、今考えておるところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	今、課長答弁の内容につきましては、承知をしているところでございます。 24年度建設が24年から25年にまたがるということで、おそらくですね、2期工事また東小田団地につきましても、このような状況等が生じるんじゃないかなということも考えた場合に、最終年度は平成30年度ぐらいになるのかも分からないなというふうにも考えるところでございます。 できるだけそういうことにならないように、国庫補助金等の絡みがございますけれども、できるだけ計画がスムーズに、速やかに早い年度で建設が進みますようにということで、ご努力をいただきながら進めていただくということで、よろしくお願いをいたしたいと思います。 それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。 2つ目の質問は、ファーマーズマーケットみなみの里についてということで、質問をさせていただきます。 こちらもプリントの写真を用意をさせていただいています。 この写真は8月25日でございます。みなみの里の夏祭りの会場内の様子ということで、上のほうの写真が、ちょうど私も当日は要件等で3時過ぎぐらいに会場のほうに伺いましたら、そうめん流し、手作りの竹を使ってそうめん流し、またザリガニ釣り、金魚すくいとかですね、かなりにぎわいを見せていただいたわけでございます。 お昼からの夏祭りの開会だったと思われそうですが、かなり多くの人でにぎわわれたんじゃないかなというふうに感じておったところでございます。 写真の下の方の件につきまして質問をさせていただきます。

	これは今もほとんど変わらないということでございますけれども、施設裏の高台ということで、今回質問をさせていただきたいと思います。 このファーマーズマーケットみなみの里は、三輪町、旧夜須町の合併時のオンリーワン事業といたしまして、平成21年の4月29日にオープンをしたわけでございます。 早3年4カ月が経過をし、現在はこのみなみの里は町、商工会それから農協さん等の出資をいただきながら、田頭町長が社長ということで、いろんな努力等を重ねられながら、出荷者の方も多くなられ、また、このみなみの里へ来られる方たちもたくさん増えて来ているということで、また、黒字の経営ということで、非常にそういった1つ1つの努力のおかげで、たいへんいい状況に年々進んでいるというふうに、見受けているところでございます。 そのことは横におきまして、裏の高台の状況についてでございますけれども、この写真のように木酢の木、それから桜の木等が枯れた状態で今もございました。 それから、木の切り株等がですね、写真のように放置されているような状況で置かれてございます。 それから、写真の下の方の右の方は、屋根が取り付けをされてありますけれども、やはりちょっと傷んでいるのかなというところで、子どもたちが何人か、4人ほど遊んでいました。 こういった状況でございます、私は、これでいいのかなというふうなことを考えた場合に、もったいないなと、この場所もお金をかけて、町の予算の中でお金をかけてこの高台も設けたわけでございます。 本体は先ほど申しましたように、結構多くの方たちでにぎわっておりますけれども、この高台をもっと生かした、そして多くの方たちがこの高台の良さも求めて来ていただき、また、そのことが1つの買い物客、売り上げ増ということにも繋げるようなですね、高台の活用を、利用を取り組んでいくべきではないかなというふうに感じるわけでございます。 そこでお尋ねいたしますけれども、この高台でございます。 本体施設裏の高台の維持管理は、どなたがどのようにされているか、具体的な時期とか方法とか、そういったことが定められてありましたらお尋ねをしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ファーマーズマーケットみなみの里の維持管理につきましては、町と株式会社みなみの里と管理運営に関する協定をいたしております。その中で維持管理につきましては、会社の業務となっております。 しかし、協定書の中には、公の施設であるということを念頭に置いた場合に、町と密接な連携を図りながら管理運営を行うようにいたしております。 なお会社には、3名の施設管理者を雇用しております、その方々が草等が伸びた場合には、その都度管理をしているというような状況でございます。 今、写真等でお示しをなさいましたけれども、ほとんどのものが無償で譲り受けをいたしております、会社の社員の手作りで、知恵を出しながらやっている部分もでございます。 そういう意味で頑張っておりますけれども、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	理解をくださいということでございますけれども、なかなかちょっとまだ理解がで

	きませんので、もう少し質問をさせていただきますけども。 この高台につきましては、当初木酢をかなり植えたわけでございます。木酢山にということですね。その前にはですね、検討委員会等ではいろんな案が出たわけでございます。 筑前町も木酢を使った特産品開発ということで力を入れているところでございまして、今、そのことはいいわけでございますけれども。 なかなかやはり山で育った木酢を下に持って来ると、なかなか定着等が難しいということも勉強させていただいたわけでございます。 そのことはいいわけですが、この高台ですね、やっぱり1つの集客とか賑わいとか、環境整備をするとかですね、こういったことによって、ファーマーズマーケットみなみの里全体のイメージアップということを図ることも必要じゃないかなと。 山麓線もうじき全線開通というふうな段階になってきていますけれども、おそらく全線開通をすれば、今よりもっと多くの方たちがですね、この沿線上にありますみなみの里には来ていただかなければなりませんし、来ていただけるでしょう。 そういった場合に、この後ろの高台をどう活用いたすかと、魅力あるこのみなみの里をもっと高めるかということ等を考える場合ですね、今のままで果たしてよろしいのかなというふうに、私は思うわけでございますけれども。 それで、株式会社でございますので、その中でですね、町と一緒にいろいろ検討するというので、今、説明を受けたわけでございます。 まだ3年4カ月ぐらいの期間でございますので、いろいろと試行錯誤しながらですね、高台をどうするかということ等もあるかと思われましても、1つの考え方といたしましては、この高台は木も木酢、それから桜、もみじとか、確かに植えられてございます。しかしながら、計画的に植えられているというふうには、ちょっと感じ取れない部分がございます。 同じ桜でもですね、やはりもっと配置とかですね、1つの設計、デザインとかいったことを考えながらしていくと、もっと違った姿が、ここに取りれるんじゃないかなというふうに思うんですね。 例えば、場所が変わりますけれども、炭焼池というのがございます。この池は整備がされて、たいへんすばらしい池でございまして、この池の周りにはですね、桜並木が、きれいに道路を桜が覆って、たいへんすばらしい環境の炭焼池でございます。曽根田の地でございますけれどもですね。 例えばでございますけれども、同じ桜でも、そういうふうに登り口の道路から桜をですね、並木に計画的に植樹をしていただきながら、またもみじは一箇所ですね、秋とともに紅葉で楽しめるような、また、場所場所には四季の折々のチューリップとか、またコスモスとかですね、ひまわりとか、そういった花を楽しめるような場所等をですね、計画的に設計、デザイン、そういったことができれば、後ろの高台の活用が今よりも良くなり、また、訪れる方たちもですね、裏の高台にも来られる。 また、滞在時間が長くなることによって、また、売上のほうにもですね、ジュースでもアイスクリームでもですね、後ろのほうにはまたベンチを置いていただければ、軽食でもとっていただけるということにも繋がっていただけたほうがよろしいんじゃないかなというふうに、思いを深めるところでございます。 私の考えを述べさせていただきましたけれども、裏の高台について、そういった1つの取り組みをしていったほうがよろしいんじゃないかというふうに思うわけでございます。 今現在、写真の中で見受けますように、真砂土があちらこちらにずっと置いてありまして、最近真砂土を広げられてあります。
--	--

	しかしながら、雨が降ればべたつくでしょうし、また、きれいに整地をされてもですね、おそく1年、3年後あたりが、また草がずっと上に茂ってくるというふうにも考えられますので、根本的にこれでいいのかどうかということですね、やっぱり検討する必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その点について、担当の農林商工課長なり、またみなみの里の社長も町長でございますけれども、どのようにお考えなのか、見解を求めたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員おっしゃいましたように、今の現状といたしまして、高台の木酢畑には大小の木酢が20本、それから桜が大小合わせまして44本、もみじが13本、それから水の広場に桜が39本、駐車場周りの梅、柿、ツゲを合わせますと、164本の植樹をしております。 今、高台に、おっしゃいましたように、真砂土がありましたけれども、今整地をいたしておりますが、これは、両筑土地改良区が頭首工をつくりましたけれども、その土を頂いて広げているというようなことで、少しでも木の周りの土質をよくしたいというふうなことで、これもまた職員が手作りでやっているというようなことでございます。 場内の計画的な有効というようなことでございますけれども、場内のいろいろな施設を有効利用しながら、また知恵を出し合いながら、人が集まるような事業を、今、展開をしているわけですが、桜につきましても一昨年から咲き始めまして、花見客も少し見られるようになってまいりました。 木酢ももう少し成長いたしましたならば、実がたくさんなりますと、2次加工、3次加工というふうな形で、そういうふうなことも考えております。 また、芝桜、菖蒲、それから高台では、ひまわりやコスモスの開花時期には、木酢園にお弁当を持ってピクニックをするお客様や保育園の方々も見られるというふうなことでございます。 なお、どーんとかがし祭りの際には、バーベキュー大会、それから冬場にはどーんと焼きなど、年間を通じてイベントも組んでおります。 そういうものを組みながら、集客アップを目指して力を入れて来ているところでございますけれども、議員おっしゃるように、さらなる有効な高度利用について、今後研究してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	一本議員
一本議員	みんなの願いは、みなみの里がですね、地元の町民の、住民の方はもちろんですが、訪れた方たちも満足をしていただき、また、売り上げ増にも繋がっていただき、この限られた中で町もお金を投じていますので、全体がですね、やはり年間を通して多くの方たちに利用、活用をしていただくと、いただきたいなと。 今、農林商工課長のご説明のとおり、確かにいろんな事業等も行われてございますし、そういったことは立派なことというふうに、私も理解するところでございます。 この状況を今後もですね、今の説明の状況を、今後も、5年、10年先にもですね、続けていったらベストなのか、また、何らか手を加えながらですね、もっと多くの方たちに親しんでいただけるような高台づくりへ取り組みをしていくか、ここはまた1つの大きな課題かと思われまます。 町長の、今の私の質問に対しての思い、気持、考え等がございましたら、一言でも述べていただければと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	まず、あの施設のコンセプトは、農の風景を作ると。できれば昭和30年代ということですね、建物自体にも母屋とか蔵とか納屋とか、そういったものをイメージしたものでございます。 そしてなおかつ手押しポンプがあったりとか、炭焼き窯、河内議員から指摘を受けておりますけれども、あれもなかなか捨てがたいということで、そういったものを作っていて、それがやはり好評なわけでございます。 これがこの施設の1つの特徴であるし、この辺のコンセプトはきちっと守りながらやっていくことが、将来的にも多くの人に喜んでもらえるのではなかろうかと。 と同時に、確かに言われます上のほうの高台につきましては、現在のところまだまだ不十分でございます。 本来ならば、ああいった果樹園を作ろうということで、たわわに実った農の風景をあそこで演出できるというイメージでございましたけれども、どうも土壌がそうは応えてくれなかったということでございます。 と同時に、かつての農の風景には何があったかという、やはり各家庭にはみそ工場があったり、いろいろな農産加工場があったわけでございます。 そういったイメージを持ちながら、あそこを活用していくことは、建物と自然がうまく調和するというにもなり得るのではなかろうかと。 と同時に、今国のほうが積極的に六次産業を推進しております。六次産業というのはどこでもやっているわけで、うちでもやっているわけですが、そういったものをもう少し軌道に乗せることによって、あそこはやっぱり、やはりもっともっと売上げを伸ばしていくような土地利用を推進すべきだと、そのように考えます。 したがって、そういった景観と、それと機能性と収益性と、調和するような施設を今後も検討していく必要があると、そのように考えます。以上でございます。
議長	一木議員
一木議員	今後の1つの課題といたしまして、私どもも願い、思いは一緒でございますので、またいろいろと研究いただきながらということでもよろしく願いいたしたいと思っております。 それでは3つ目の質問ということで、筑紫野・三輪（山麓）線について、質問させていただきます。 この山麓線につきましては、先の6月議会のおりにもですね、質問をさせていただきました。 また今回と、おそらく12月の議会でもですね、質問させていただかなければいけないのかなと、その後も続くかなというふうに思っておりますのでございますけれども。これも町挙げての願いでございますし、特に沿線住民の方たちにおかれまして、このお手元の写真の様子のようにですね、現在、砥上の地内で工事が、火葬場の筑慈苑の下までぐらいいは進んでいますけれども、現在の主要地方道筑紫野・三輪線ということで、砥上の地内を通りぬけて赤坂から山家のほうへ向かっているという、この道路の状況でございます。 一番カーブの大きいところのですね、30分の時間も経たないうちにですね、こういった写真が何枚か撮れたわけでございます。 非常に車が、狭い道路でありながらカーブがある、またこういった状況の中ですね、大型の車の通行がかなり増えて来ております。まだ年々増えていくというふうに感じるわけでございますけれども。 かなり車の運転手の方は、特に気を使いながらですね、ぶつからないようにとかですね、そういったことでかなり神経を寄せながらですね、運転をされているということは、これは間違いないわけでございます。 だから、こういった状況は朝から夕方までですね、また、夜もあると、続くという

	ことでございます。また、音とかいろいろなことで、家が少し振動するとか、住民の方たちは本当にいろんなご苦勞を、なかなか近くの方たちは言いにくいところもございますでしょうけれども。そういった状況にあるということをですね、ともに確認をさせていただきながら、1年でも1日も早く山麓線の全線開通をと願うわけでございます。 私もこの山麓線の全線開通につきましては、いろいろと私どもは町の担当の所管の課長さん、それから副町長、町長ですね、皆さん方を通して、また朝倉県土事務所、また那珂県土整備事務所、県のほうへいろいろと届けていただく。 また年に1回、この期成会の総会が希声館のほうの会場で年に1回ございます。そういった機会を通じてですね、声を言葉にさせていただいているわけでございます。 全線が8,950mということになっております。全線開通をしたおりの筑紫野・三輪線全線開通すれば、8,950mということでございます。 6月議会のおりの質問におきましては、昨年この期成会の総会のおりにですね、土地の所有者の方と話し合いを今進めていると。その話し合いが3月末、今年の24年の3月末、年度末には何とか見通しを立てたいということでもございましたけれども、どうなっていますかということをお尋ねをさせていただきました。 そのときの建設課長の説明では、今年の4月25日に町長の呼びかけで、筑紫野市に那珂県土整備事務所長、筑紫野市長、筑前町長が集まり、合同の働きかけにより、事業が少しでも早く進むようにということで、協議等を行われたということをお聞きしています。 また、6月25日には筑前町からの要望で、那珂県土整備事務所所長、朝倉県土整備事務所所長、筑前町町長を同席にて、これまでの進捗状況を確認させていただいたと。 買収面積が決まったということと、用地交渉も最終段階に入っておりますということをお聞きを、説明を受けたわけでございます。 7月13日でございました。今年の7月13日に、筑紫野・三輪線改良促進期成会の総会の案内を受けておりますけれども、という質問をさせていただきまして、その折にはですね、議会後でございましたので、いい返事をいただけるように、引き続きご努力を、県のほう、また那珂県土整備事務所のほうにも伝えていただきたいということで申し上げたところでございます。 その質問の中に、ある程度期限を持って取り組んでいただきたいと、話し合いがいつまでも、今年から来年にかかりとかですね、見通しが立たないということであれば、法的な措置等も含めてですね、ある程度期限を持って取り組んでいただきたいということを、6月の議会のおりお尋ねさせていただきました。 そのおり町長のほうからも、私も全く同じ思いですということで、今年の4月ですけれども、筑紫野市の、新しく市長が代わられましたので、新市長にぜひ一緒になってやっていただきたいと相談をし、快く応じていただいたということでございました。 また、この期成会の総会のおりにですね、そういったことについては、また説明を受けながら、また質問等も出していただければということでございました。 7月13日の期成会の総会がございましたので、そのときのことを少し触れたいと思います。 7月13日は朝倉市の町村会館におきまして、筑紫野・三輪（山麓）線改良促進期成会総会が開催されました。 この機会でございますので申し上げますけれども、会員は12名ということで、会長が筑前町長でございます。副会長が筑紫野市長、朝倉市長、理事が東峰村長、幹事が筑紫野市議会議員、筑前町議会議員の金子議員、会員が朝倉市議会議員、筑紫野市
--	--

	議会議長、筑前町議会議長宮原議長、東峰村の議会議長、筑前町議会議員といたしまして矢野副議長と私ということで、以上１２名が会員ということで、相談役が福岡県議会議員４名の方でございます。関係の４名でございます。それから、参与といたしまして、那珂県土整備事務所長、朝倉県土整備事務所長、２名ということと、来賓として関係地元の国会議員、また福岡県の道路整備地方道の係長、関係市町村の担当課長、職員の方々の出席といった中でですね、この期成会の総会が開催されました。 このおり報告といたしまして、この主要地方道筑紫野・三輪線進捗状況について、那珂県土整備事務所の道路課長より報告を受けました。 内容は、未改良工区４００ｍのうち３００ｍが筆界未定であったと、昨年２３年関係機関と協議を行い、土地収用法的手続きを行ったと。筆界が平成２３年８月にすべて確定し、５人の地権者の方と用地交渉をしてきたと。現在は１名の権利者の方と交渉中であると。用地の単価提示を行ったというふうなことで、土地所有者より現物の買収ラインが分かるようにしてもらいたいと、要望があったということで、そうしているというふうに説明を受けました。 私は、その後質問をさせていただきました。 まず１つが、昨年の説明では、話し合い、合意を２４年３月末までと申されていた。ただ今、期限を今年１２月末までと説明を受けたが、もっと短縮できるように努力をしていただきたいと。期限を超えた場合は法的措置、強制執行に切り替えてもらうことということで、１点。 それから２点目は、１２月末までで合意ができれば、工事が２年必要と、２年間ほど必要であるということだが、平成２７年春に全線開通となるが、そのように理解してよいのかと。 それから３点目でございます。工事の予算確保は大丈夫なのかということで、質問をさせていただきました。 那珂県土整備事務所の道路課長の答弁で、まず１つの、用地の単価を提示したので、半年間、７月に提示ということで、７から１２月ということで理解をしております。法的措置が取れないということで、１２月末までは法的措置が取れないと。任意交渉で努力をしていくと。今年１２月末までに合意ができれば法的措置の判断を行うと。 それから２つ目が、工事が２年くらい必要であり、２７年春全線開通の計画となるということで尋ねまして、合意ができた場合ということでございます。 ３つ目が、工事予算は、那珂県土整備事務所並びに朝倉県土整備事務所、両事務所とも確保しているということで、すぐに合意ができれば工事に入れるということでございました。 前段が長くなりまして申し訳ないですけれども、そこで質問ということで、筑紫野・三輪線促進期成会総会が、先ほど申しましたように７月１３日に開催されてから２カ月が経過いたしました。 用地取得の話し合い、合意の現況はということで、進捗状況についてお尋ねしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	事務的な内容にて、建設課よりお答えをいたします。 那珂県土整備事務所へ確認をいたしましたところ、現在、計画道路の用地補償買収関係者も１名となりまして、用地交渉を継続されているということであります。 今後見込まれる内容としましては、用地契約、文化財発掘、道路工事ということが予定されております。 先ほど議員さん言われましたように、今年７月１３日に主要地方道筑紫野・三輪線改良促進期成会総会の中で、今言われたような詳しく経過説明などが行われました。 ここ２年でですね、相当進んできているということでございます。

	用地交渉については、関係地権者と協議が重ねられておりますが、合意までとは至っていない状況であります。 今後も引き続き用地買収に対し、合意が得られますよう、12月末に向けて努力がされるということでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	現在の進捗状況ということですね、担当所管の建設課長にはいろいろとお骨折りをおかけしているところでございますけれども。 先ほど申しましたように、7月から12月ということで、半年間は強制執行等法的措置には入れないということでございます。 もうあと残すところ3カ月半ということで、12月末に向かつて月日が進んでいくわけでございます。 この間に、最大のご努力ですね、相手の土地の所有者の方がおられますので、なかなか難しいという部分はよく理解をするところでございますけれども、できるところでございますけれども、長年の懸案事項でございます。みんなの思い、願いも、全線開通に向けてですね、筑慈苑の裏の、すでに工事が完成している道路はですね、私も何度も見ますけれども、もう草が道路までですね、草と木が根をしっかりと下しております。かなり傷んできております。そういった状況から早くですね、次の段階へ進んでいくようにと願うわけでございますけれども。 この12月末までに話し合い、合意を目指すということですが、万一合意ができなかったといった場合は、法的措置、強制収用ということになりますけれども、そういった場合に、この12月末から来年度に入りますけれども、期間等が、こういった法的措置に入った場合ですね、お話では、もう同時に進めているというふうなことを聞いていますけれども、期間をまた1年、2年とか要するものか、その辺りについての説明を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 法的措置についての手続きは、万が一具体的な合意に至らなかった場合のためにですね、並行して準備を整えているとのことでありました。 手続きとして、事業認定の申請、決済の申請、権利取得及び明け渡しまでにですね、約2年かかるというふうに聞いております。 しかし、そこまで行かなくて良いように、任意個別交渉の中で合意できるように、最大限の努力をしていきたいということでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	今ご説明を受けましたけれども、たいへん心配しているような内容の説明を受けて、なかなか強制収用ですね、法的措置というのがですね、なかなか言葉では非常に一言でございまして、非常にそういった手続き等がかなり期間を要するということですね、以前から伺っているところでございます。 話し合いの合意と法的手続きが進められるようにということで、二本立てで進めていきますよということで、これまでもですね、それぞれ関係沿線の市長、町長、村長さん等のですね、そういった事務的な手続き等もですね、これまで進めていただいているというふうに理解しているわけでございますけれども、万一この法的措置という形になった場合に、来年よりまた2年ですね、また待たなければということは、とてもじゃございませんけれども、これはやっぱりもう誰もがですね、これまでも相当待ち望んでいるわけですので、そういったことにはならないようですね、最大のやはり努力がまた求められますし、そういったことをひとつ合わせて進めていかなければいけないんじゃないかなと。

	やはり私どもの願い、思いだけじゃなくて、相手の方がおられるわけでございますのでですね。しかしながら目の前の、12月というのが1つの大きな判断をする時期ということが差し迫って来ているということでもあります。 願わくは話し合いで合意ということに、全力で努力を、また本町の町長も含めて努力をさせていただきながらも、万一ということもですね、想定外ということが最近いろんなことでございますけど、そういったことも想定を含めながらですね、最大の努力と、それから最短の日程、期日等をもってですね、全線開通に繋がっていくようにということで、よろしくご努力を引き続きお願いしたいと思います。 それから、この質問につきましての最後でございますけれども、この筑前町のこの地内を道路が通っているわけでございますけれども、先ほど少しふれましたけれども、かなりすでに改良済みの道路も傷んでおります。草、木が生い茂って来ていると、土砂土もかなり道路の上には流れ込んで来ていると。 ぜひとも、この後、今からの未改良の部分、それからこの地内の、町内の道路につきましては、地元の業者の方たちに、ぜひとも優先的にですね、町の地内の道路の整備ということですので、県または那珂県土整備事務所、また朝倉県土整備事務所を含めまして、お願いをぜひとも強く進めていただきたいというふうに考えるわけでございますけれども、そのあたりについてのひとつ、お取り組みについての見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 未改良区間の整備につきましては、県事業となります。 朝倉県土整備事務所管内の指名業者におきましてですね、公平にて行われるということ聞いております。できるだけ地元の業者育成面もありましてですね、努力をいただけるように、町のほうからも要望したいと、要望として伝えたいと考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	もう最後になりますけれども。 今、課長、ご答弁をいただきましたけれども、公平ということはもちろんでございます。しかしながら、この道路の沿線は、住民または多くの方々によって、また今後維持管理、またはいろんな面で、例えば雪が降ったとか、いろんな状況等も出て来ないとも限りません。 そういったときに、一番ここに係わるですね、住民または業者の方ということで、その辺りをひとつしっかりと、県土整備事務所のほうにも伝えていただきまして、ぜひとも町の管内、また今後の工事の部分につきましても、できるだけ地元の業者の方たちに工事にかかっていたけるようにということで、努力をお願いしたいと思います。 以上でもって、私の質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて9番 一木哲美議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 3時45分まで休憩いたします。 (15:35)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (15:45)
議 長	1番 山本久矢議員

山本議員	通告書に基づいて、大きく2点ほど質問させていただきます。 まず、体育施設についてということで、夜須中の柔道場についてですけれども、管理状況はということで、畳がたいへん、柔道の練習がやりにくいということを聞いております。管理状況はどのようになっておるのでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 夜須中学校の柔道場の畳の関係につきましては、今年6月の定例議会におきまして、13番の河内直子議員の一般質問もございましたが、平成4年に中学校の体育館が建ちまして、そのときに柔道の畳は入れておりまして、それ以来畳のですね、一部破れているところの補修等は行っておりますけど、畳の入れ替え等は行っておりません。通算で約20年ほど経っているというような状況でございます。
議 長	山本議員
山本議員	何十年と経っておるということなんですが、今後畳の入れ替え、また、練習中に故障者、ねんざ等が出ておるということで、早急に畳の入れ替えが必要なのじゃないかなと思います。 その点で、今後畳の入れ替えの予定、また予算的にもたいへんかかるとは思いますが、それと故障者等ですね、中学校柔道部に関しての故障者等は、人数はお分かりでしたら、その点も2点ほどお願いしたいと思います。お願いします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、最初に、中学校の柔道に関してですね、教育委員会にありました事故の報告を先にさせていただきたいと思います。 平成23年度におきまして、これは、学校安全会の傷害保険の関係で教育委員会のほうに報告が上がって来ておりますのが、平成23年度で6件上がって来ております。夜須中が5件、三輪中が1件ということでございます。 内訳としましては、部活動中が4件、教科授業中、昨年から試行で授業の教科を行ってございました関係で、教科授業中が2件でございます。 平成24年度につきましては、現在報告があっておりますのは3件でございます。夜須中が2件、三輪中が1件と。 これにつきましては、まだ授業がですね、三輪中も夜須中も行っておりませんので、いずれも部活動中の事故でございます。 それから、もう1点の畳の入れ替えの関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、6月の議会で、河内直子議員の一般質問で、学校から正式に入れ替えの要望が上がってきておらないので、上がってきた段階で協議しながら検討してまいりたいと、そのように答弁をしてきたところでございます。 その後、7月末に、一応9月補正で畳の入れ替えの要望が夜須中のほうから上がって来ておりましたが、現在、国の25年のアクションプランの中に、文科省が25年の概算要求の事業の中で、体育活動中の安全確保のメニューの中に、必須となった中学校の武道を、安全にかつ円滑に実施できる武道場の整備促進を図るための補助事業、そういったものが検討されているということ、それと畳につきましても、種類が相当たくさんございまして、そういった選考と申しますか、畳の選定ですかね、そういったものにつきまして、拙速な予算計上により、後々問題が生じないよう、十分な調査を行ってですね、予算計上をすることとして、9月補正は見送りまして、25年度の当初予算で予算要求をしていこうというふうに考えているところでございます。以上でございます。
議 長	山本議員

山本議員	今の課長のお答えで分かりました。 次に、安全面についてということで、若干畳と関係ございましたが、若干一部省略させていただいて、今後柔道が入って行われると思いますが、それについて、指導者また柔道部の指導者等が、経験者が三輪中、夜須中おられるものかというのと、もし今現在在籍してないで、監督だけの体育の先生等が行ってあると思いますが、その点を指導者的な、専門指導者と言いますか、がおられるのか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、指導者がですね、三輪中、夜須中どういう状況かということでございますが、三輪中につきましては、体育の教員2名おりまして、2名とも柔道の経験者、有段者であるということで、ただ1名がですね、今年の4月からの新規採用職員ということで、新採対応のですね、新採職員は研修等がございますので、新採対応の12時間の講師をお願いしております、その講師につきましても、柔道の有段者であるということで、三輪中につきましては、3名の指導者がいると、体育の教師に指導者がいるということでございます。 一方夜須中につきましては、体育の教師2名配置されておりますけど、2名とも柔道につきましては有段者じゃないということでございます。1名は県道の有段者、1名は球技関係の先生ということでございますが、その2名につきましても、県が主催しております柔道指導者の講習会にですね、講習を受けておりますし、また、柔道の指導にあたりましては、安全管理マニュアルの徹底、それから柔道の単元指導計画の実施と、計画どおりの実施ということで、安全面が確保されるようにですね、学校長を通じて指導を行っているところでございますし、一応、夜須中のほうにはそういう体育の教師に有段者がいないというようなことからですね、県の学校教育における地域人材活用事業というのがございまして、その事業に柔道指導者の派遣を、申請を今いたしておるところでございます。 また、地元の柔道協会のほうにも指導支援を要請して、体育の授業中に指導をお願いする予定にしておるところでございます。 また、体育の教員につきましても、1回は受けておりますけど、11月にさらにですね、県の体育研究所で行われます柔道に係る実技研修を、再度受講するというようなことにしております。 ちなみに夜須中の柔道の授業の開始につきましては、2年生が日にち的には9月の24日からで、1年生が10月の15日から、3年生が10月の22日から、約1か月間、週3時間の単元計画で、延べ1年生が8時間、2年、3年が10時間の時間数で予定をされております。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	今の説明で体育担当の先生がいろんな講習、レクチャーを受けて指導になるということですが、できるだけ早くですね、有段者、専門的な学校の先生と言いますか、部活の先生が配置と言いますか、来られることを望みます。 次に、②の筑前町柔剣道場（三輪小体育館）の中に柔道場がございます。その柔道場はスポーツ少年団の柔道、それとスポーツ少年団の空手が主に使っておりますが、その柔道場の畳の状況が良くないということで、指導者、経験者等から故障者等が出てあると。件数はちょっと把握しておりませんが、ちょこちょこ出ていると。また、指導者等にも故障が出ておるけども、その柔道場の畳について、管理状況と言いますか、その見解をお願いしたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。

	柔道場に限らず社会体育施設等については、その利用者の安全に、利用者が安全に利用できるように努めているところでございます。 この三輪小学校の柔道場のほうには161枚の畳があります。現在あります畳につきましては、3年前にすべて新しく取り替えております。 その前の畳につきましては、もうすでに体育館ができた当初からですね、20数年経っておりまして、弾力性が落ちていたというようなこともありまして、安全上の問題から交換をしたものでございます。 交換した畳については、まだ3年しか経っておりませんが、正規の競技用の畳でございます。 競技用の畳も様々な種類がありますので、当然、柔道の利用者等からですね、こういった畳がいいのかということで意向を聞いた上で、仕様書を作って、その仕様書に基づいて入札をしてですね、発注を決定したところでございます。 こういったことから、畳の材質、材料等については、正規の競技用の規格に合致したものでございます。そういうことから、安全を重視したというところで、畳は入手したところでございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	3年前に入れ替えた、交換したということですが、ちょこちょこ言いますか、故障者が、先ほど夜須中の柔道場についても言いましたが、故障者等が出ておるということで、どういうことなのかなと。 ある指導員さんから、たいへんちょっとやりにくいと。指と親指と主に引っかけたり、捻挫をします。また指だけ捻挫をするということが起きておるようです。 どのように契約されたのか、今、説明がございましたが、そういう状況を生涯学習課はもちろん情報が入っていると思いますが、今後交換若しくは修理ということは、考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたように、3年しか経っておりませんが、どこも見る限り破れたところとかもですね、1カ所もございません。 それから、確かに以前の畳は堅い畳、今度は、以前が堅かったのが柔らかい畳を、今度は間にスポンジが入ったような畳をお願いしますという、柔道協会等からのお願いがあつて、そういう畳にしております。 確かに以前の畳と比べると、非常に弾力性があるような畳です。そういうことから、踏んぱったりするときに若干畳に、何と言いますか、引っ掛かりやすくなっていると思います。 事故の状況については全部把握しておるわけではありません。ちょっとした捻挫とか打撲とか、そういったものについては、いちいち報告を何も受けませんので、上がって来ておりませんが、今のところ大きな怪我については特段、以前と特段変わったというようなですね、特に増えたとか、そういう報告は受けてないところでございます。
議 長	山本議員
山本議員	柔道場の畳の搬入というか、入れ替えのときに柔道協会、指導者等から要望があつて、そのような畳を入れておるということなんですけれども。 実質指導者から、そういうやりにくいと、捻挫等が多いと、故障者が多いということで、意見を申し上げました。質問ですね。 今後、また柔道協会なり、実際に柔道を指導してある指導者等と、また町のほうで十分協議、畳の状況なりお話、協議をされてですね、今後の検討をしていただきたいと思います。

	やっぱり故障者が出ると、それだけやっぱり、やっぱり行きたくないな、あそこは。ちょっとやりにくいなという声も出て来ないとも限りません。ということで、十分協議を、実際の指導者と協議をされてほしいなと。また、私のほうもスポーツ指導者等にもそのように十分話してから、また協議をしてくださいと、そのように伝えたいと思います。 関連で、スポーツ少年団に、いろんなスポーツ少年団がございますが、また、柔道と重なりますけれども、スポーツ少年団の指導者が、もちろん柔道経験者、たくさんおられるかと思いますが、指導者としてスポーツ少年団に、実際の今、スポーツ少年団の指導をされている方からお聞きしますと、ちょっと指導者が足りない、どうにかならんのでしょうかということで、声を聞きました。 今回、今、質問させていただいておりますが、それは団体、もちろん柔道連盟等をお願いをして、その方をお願いして登録するという形になると思いますが、その人材を、どう言いますか、町のほうですぐに分かると思いますが、そういった指導者ですね、町のほうから柔道経験者また指導者としてふさわしい方をお願い、若しくはその指導者を協力願いということで、柔道協会なりその方に協力できないものかと、生涯学習課、町としてですね、その点をお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	その前のことにつきましては、柔道協会のほうとも再度話をして、今の現在の量の状況がどうなのかということ、もう一度確認をしておきたいと思います。 ただ、今まで柔道協会の方、数名にですね、実際に指導したり、あるいはあそこの体育館の柔道場を、量を使ってある方に聞いたところでは、ほとんどの方は、逆に今の量になって良かったという意見を聞いております。 一部、今の量になったら、前より悪くなったという方もいらっしゃいますけど、ほとんどの方は良かったというふうに聞いておるところでございます。 それから、スポーツ少年団の指導者の確保の件ですけれども、スポーツ少年団というのはあくまで自主団体ということでですね、それぞれの団体が指導者をですね、一応事務局をしております生涯学習課のほうに指導者を届け出て、それを登録をして、町のほうで保険に加入しているという状況でございます。 指導者につきましては、あくまでも自主団体の指導者ということで、行政が指導者を見つけてあてがうというようなことは、今まで行ってきておりません。確保はそれぞれの団体に委ねているということです。 1つには、それぞれの競技団体ですね、例えば柔道なら柔道、剣道なら剣道の競技団体が自分たちのすそ野を広げるために、そういった積極的に指導にかかわったりしていくのが、本来の姿というふうに捉えておりますので、町のほうで指導者を見つけて、そして、それをあてがうというふうな方針は取っていないところでございます。
議 長	山本議員
山本議員	今の説明で分かりました。 しかし、今後ともそのようなご相談があればですね、今、課長が答えられたとおりで分かりますが、協力できるところは協力していただきたいと思います。 たいへん柔道の指導者が足りないということで、質問をさせていただきました。 次に、2番目、三輪中学校クラブ新設についてということで、1点ほど質問をさせていただきます。 以前も河内議員から、夜須中のサッカー部の新設等で質問がありましたが、三輪中学校のレスリング部の新設進捗状況はということで、以前、レスリング部を作ろうと思っているからできるかもしれないということで、お話は少し聞いておりましたが、その後どのようになったのか、進捗状況をお尋ねいたします。

議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この件につきましては、まず経過から申し述べたいと思います。 経過でございますが、平成24年、今年の2月2日の日に、県のスポーツ健康課の課長が大雄教育長に面会したいと、直々に来庁されまして、4点ほど依頼があっております。話があっております。 まず1点目でございますが、福岡県はこれまで全国でも有数のレスリング選手の排出県であったが、現在低迷をしていると。県としては、今後オリンピックに出られるくらいのアスリートの養成に力を入れたいと考えている。 そこで、レスリングのすそ野を広げたいと考えているが、小学生には町の道場があったり、高校生には学校にレスリング部があったりするけれど、中学校にはなくて、中学生がネックとなっていると。レスリングのすそ野を広げるために中学生を巻き込みたい。中学校でクラブ活動あるいは中学生の社会体育でレスリング部の取り組みができないものか、可能であれば学校のほうが良いと、学校の部活動のほうが良いということでございます。 筑前町にはレスリング経験者も多く、レスリングの指導者、さらに民間施設、三井高校との連携など、県内でも特にレスリングの取り組める環境が整っているように思っている。ついては中学校の部活動として取り組んでいただければありがたい。県としても最大限の支援をしたいと。そのような要請がございました。 これを受けまして、教育委員会としましては、指導者や小学生のレスリング養成の民間施設、三井高校レスリング部OBとの連携など、レスリング支援の教育環境が整っていることを踏まえまして、三輪中学校での開設が適当と判断し、県に報告をしたところでございます。 これまでではですね、議員のほうにも情報はお知らせをしておったところだと思います。 ところがですね、レスリング部新設にあたっては、保護者の理解が得られず、学校運営上好ましくないと判断しまして、三輪中での開設は見送った次第でございます。 この間ですね、県からは創設準備資金の特別支援の申し入れ等もございましたが、創設辞退を含めまして、特別支援についてはお断りをする事となりました。 経過については、以上でございます。 今後の見通しでございますけれども、先ほど議員言われましたように、河内議員のときにも申しておりますが、部の創設や廃部につきましては、学校の主体的判断によるものであるということでございますが、現在、三輪中学校にですね、全国小学生レスリング大会等で優勝した女子生徒がですね、1年生に1名入学してきております。 朝練では柔道部で練習をしまして、放課後は、火曜、木曜日に町内の民間の道場、月曜、水曜の放課後と土曜日の午前中には三井高校で高校生と練習に励んでおります。 このような状況を踏まえましてですね、今後同好会としてでも活動が認められるようになればですね、学校や町の活性化に繋がるのではないかと、教育委員会としては期待をしているところでございます。 いずれにしろ、学校の主体的判断によるということでございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	今の課長の説明で分かりましたが、保護者等の反対等というのは、別なクラブなり新設をしてほしいという、そういう希望者の保護者だろうとは思いますが、今後ですね、そういう機会があれば、またすばらしい多数の経験者、先ほど言われましたが、オリンピック選手が出るような盛んな地域だと思います。今後ですね、またそういう

	機会があれば、ぜひクラブ、社会教育、若しくは同好会等でレスリング部ができるのを望みます。私としては望みます。 ということで、そういう他の方からも要望があっておりました。ということで質問させていただきました。 また、すべてのスポーツ、社会教育、スポーツ、クラブ活動について、できるだけ専門的な指導者、有段者と経験者等を配置、配属と言いますか、そういうことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて1番 山本久矢議員の一般質問を終了いたします。
散 会	
議 長	これで、1番議員までの一般質問を終結します。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。 (16 : 15)